

第3次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画

平成18(2006)年3月

倉吉市

「一人ひとりの人権意識が確立され、すべての人の人権が尊重されているまち」の実現を目指して

.....

ごあいさつ

倉吉市長 長谷川 稔

本市では、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、基本的人権の尊重を確認し、人間平等の基盤の確立を目指して、平成元(1989)年1月に「人権尊重都市」を宣言し、平成6(1994)年6月に「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定しました。この条例を具体的に推進するための取り組みとして、平成8(1996)年12月に「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、あらゆる差別の解消に向けた諸施策を積極的に推進してきました。

また、平成13(2001)年4月には「第9次倉吉市総合計画」のスタートに合わせ、「第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、平成17(2005)年2月にはその内容を見直し(第2次改訂版)しながら、5ヵ年に渡り、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

しかしながら、近年、本市においても、悪質な差別投書や差別落書きが発生するなど、人の心を傷つける差別事象があとを絶たず、児童虐待・高齢者虐待など深刻な人権侵害もいくつか報告されています。平成17(2005)年の市民意識調査においても、約36%の人が、今までに自身の人権が侵害されたと思ったことがあると答えています。

このたび、本市は、平成18(2006)年4月からスタートする「第10次倉吉市総合計画」に合わせ、審議会等のご意見をいただきながら、「第3次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定しました。

この総合計画は、平成17(2005)年に見直しした第2次改訂版を基に、高齢者虐待など新たな人権課題の解決のための施策を加えながら、より実効性のある計画を目指し、その構成を一新した内容となっております。

今後は、この新しい総合計画を着実に推進することを第一に、本市の人権尊重のまちづくりの基本目標である「一人ひとりの人権意識が確立され、すべての人の人権が尊重されているまち」の実現に向け、8つの基本理念の下、「人権擁護の確立」をはじめとする施策の推進に努めてまいりますので、市民の皆様の一層のご協力と参画を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員をはじめ、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました皆様方に、深く感謝申し上げます。

平成18(2006)年3月

目次

人権各分野における現状と課題

部落の完全解放の実現	1
障害のある人の人権保障の実現	5
男女の人権が尊重される社会の実現	8
在住外国人の人権保障の実現	11
先住民族の権利回復の実現	14
子どもの人権保障の実現	15
高齢者の人権保障の実現	16
その他マイノリティの人権保障の実現	18

第1部 序論

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の構成・期間	1
4 体系図	2

第2部 施策(基本方針・基本計画)

第1章 人権擁護の確立

第1節 個人情報保護	1
第2節 差別事象への対応	1
第3節 人権侵害の救済と擁護	2
第4節 いじめ・不登校・児童虐待および 配偶者等パートナーからの暴力への対応	3
第5節 高齢者虐待への対応	4

第2章 啓発・教育の推進

第1節 啓発・教育推進組織の整備・充実	6
---------------------	---

第2節 就学前教育における人権・同和教育(保育)と啓発の推進	10
第3節 学校教育における人権・同和教育と啓発の推進	11
第4節 社会教育における人権・同和教育と啓発の推進	13

第3章 社会参画の推進

第1節 社会参画の推進	17
-------------	----

第4章 就労・雇用の促進

第1節 企業啓発の促進	19
第2節 就職の促進と安定就労	20

第5章 産業の振興

第1節 中小企業の育成	22
第2節 農業の育成	22
第3節 林業の育成	23

第6章 社会福祉の増進

第1節 地域福祉の充実	24
第2節 公的医療保険・年金制度、介護保険制度の啓発	26

第7章 保健衛生の推進

第1節 保健衛生の推進	27
-------------	----

第8章 生活環境の改善

第1節 住環境の整備	28
第2節 住宅の整備	29

(巻末) 用語説明

資料編

1. 「第3次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」策定の経過	1
2. 諮問・答申	2
3. 条例・規則	3
4. 倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員名簿	11

人権各分野における現状と課題

章	節	部落の完全解放の実現
人権擁護の確立	個人情報の保護	平成17(2005)年に個人情報保護法が施行され、民間事業者の義務が課せられたことにより、個人情報保護に関する対策や事務改善等の取り組みがはじめられています。本市では、法律の施行を受けて同年に個人情報保護条例を制定し、市役所を含めた個人情報保護に関する啓発に取り組んでいます。市が保有する個人情報の保護を図るため、引き続きセキュリティの向上による適正な情報管理を行うとともに、民間部門の個人情報保護についても継続した啓発が必要です。インターネットは、情報の収集・伝達やコミュニケーションの手段として広く普及してきましたが、電子メールやホームページ、電子掲示板等は情報の発信が技術的・心理的に容易であり、匿名性があることから、誹謗中傷や差別表現が行われる等人権に関わる問題も発生しています。
	差別事象への対応	学校現場や市民の生活の場において安易な言動等による差別や賤称語や差別語を使った差別発言、落書き、投書など人権侵害事象が今なお発生しており、差別的な言動と出会った時、市民一人ひとりが差別解消に向けた行動化への意欲を高める必要があります。また、人権侵害についての相談体制の充実が求められています。快適で住みよい環境を守り、人権尊重のまちづくりを進めるため、平成17(2005)年に落書きの防止に関する条例を制定しました。
	人権侵害の救済と擁護	人権相談の件数は、近年は横ばい状況で推移していますが、人権意識の高揚を図る講座や学習会等への参加者は、減少傾向にあります。新たな人権問題に対応する専門的な相談体制や関係機関との連携の強化を図るなど、人権問題に対する相談窓口の充実が必要です。平成17(2005)年の市民意識調査では36.3%の人が今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがあると答えています。多様化、複雑化する人権問題に対応していくため、関係機関・団体等と連携を強化し、市民がより理解しやすい人権教育、啓発の推進を図っていく必要があります。
啓発・教育の推進	啓発・教育推進組織の整備・充実	同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるという認識に立ち、公共機関、各種団体及び企業などの諸活動や取組みを促進する推進体制の整備と充実を図る必要があります。市民に対する人権啓発として関係課が連携協力し、倉吉市集会や女性集会、解放文化祭など各種の啓発事業を実行委員会組織で開催しています。今後も幅広く市民の参加を促進し、市民の学習機会の保障と拡充を図る必要があります。また、市報啓発記事作成委員会による市報を通じての啓発、同和教育資料など学習教材や情報の提供を積極的に行なっています。行政職員が同和問題解決における自らの社会的立場と責務を自覚し、地域活動への積極的な参加を図るよう、行政職員研修の充実と指導者の組織化に取り組んでいく必要があります。就職差別につながる不適切な面接などが後を絶ちません。本市では、倉吉市同和問題企業連絡会が組織され、研修会などが開催されています。今後、行政として倉吉市同和対策雇用促進協議会を中心に、企業訪問などによる倉吉市同和問題企業連絡会への加入や企業内推進組織の確立と研修実施を促進するため、研修機会及び啓発資料・情報を積極的に提供していく必要があります。人権文化センター運営協議会、人権啓発推進委員会などを中心に、人権啓発推進体制の充実に努めるとともに、人権相談窓口は、各専門機関との連携を図るなかで相談対応の充実に努める必要があります。
	就学前教育における人権・同和教育(保育)と啓発の推進	同和保育とは、部落差別をなくする上で基になる力(仲間づくり、表現力、自尊感情、命を尊重する心)をつける教育です。子どもは権利の主体であり、生命や安全、人権の保障を最も大切にして保育を進める必要があります。保育士自らの人権問題に対する認識を問い直し、資質及び指導力の一層の向上を図っていく必要があります。
	学校教育における人権・同和教育と啓発の推進	同和問題学習の中で知り得た賤称語等を自分たちの人間関係の中で序列付けや相手を攻撃、排除するために使用した事象が発生しています。このことから、学校教育全体の中で「学力保障、進路保障」や「仲間づくり」を基底とした同和教育的取り組みを、より一層充実させる必要があります。児童、生徒が同和問題を正しく理解し、同和問題解決に取り組んでいけるよう、同和問題学習の内容や指導方法の工夫改善、児童生徒の仲間づくりに取り組む必要があります。保、幼、小、中学校における一貫した同和教育的推進と地域で取り組む同和教育的充実を図るため、公民館など、生涯学習関連施設との連携を図り、中学校区同和教育研究会の活動促進に努める必要があります。

章	節	部落の完全解放の実現
	社会教育における人権・同和教育と啓発の推進	<p>公民館や人権文化センターにおいては、学習機会の提供や、PTA等の社会教育関係団体、中学校区同和教育研究会などによる同和問題解決に向けた学習活動を展開してきました。その結果、「差別をしてはいけない」という意識にとどまらず、一人ひとりの生き方を見つめ直し、人間としてのより豊かな生き方をしようとする人の輪が少しずつ広がってきました。しかし、同和問題を他人ごととしか認識できない人もまだ多数見られ、また、依然として差別事象が発生するなど、偏見や差別意識は根強く残っていることがうかがえます。</p> <p>住民の様々なニーズに応えることのできる、同和問題をはじめ様々な人権問題に深い認識と実践力のある指導者の発掘と養成が必要です。特に、地域や職場で地域体験学習など、新しい啓発手法も実践できる指導者を養成していくことが必要です。</p> <p>学習機会を提供するにあたっては、身近な問題を取り上げたり、様々な人とのふれあいを通じて人権意識や感覚が身につくような活動を行うなど、学習意欲を高める創意工夫が必要です。</p> <p>家庭での教育機能を向上させるため、保護者に対する情報の提供や地区同和教育研究会、中学校区同和教育研究協議会、PTA等の市民の自主的な推進組織に対する支援を一層進めていく必要があります。</p> <p>子育てや教育に関わる不安や悩みの解消や社会保険制度等の理解、IT時代に対応できる力をつけるなど、同和地区住民の生活実態や課題に応じた研修の場が重要です。人権文化センターを中心に、同和地区住民の新たな学習要求や課題解決に向けた学習テーマを設定し、自立促進につながる効果的な取組みを図ることが必要です。</p> <p>社会教育団体の活動の中に、人権の視点を位置づけ、人権に関する学習の場を設定していく必要があります。</p> <p>人権文化センターは、市民一人ひとりが人権・同和問題を自分自身の課題として捉えることのできる内容の講座・学習会の開催や町内学習会の充実など、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた啓発事業を関係機関、団体と連携しながら推進していく必要があります。また、人権啓発の拠点施設として、周辺地域の住民も含めた地域のコミュニティーセンターとしての機能を一層充実していくことが必要です。</p>
社会参画の推進	社会参画の推進	<p>同和地区出身者の社会参画の促進を図るため、部落差別や偏見を解消する人権啓発や同和教育についての取組みを強化し、同和問題の正しい理解と自らの社会的立場についての認識を深めていくことが必要です。</p>
就労・雇用の促進	企業啓発の促進	<p>企業は、同和問題解決に向けて、人権教育啓発を積極的に進めて行くことが必要です。倉吉市同和問題企業連絡会などの関係機関で、様々な人権問題についての研修等の取組みが実施されていますが、会員企業だけの取組みになりがちのため、今後、組織拡充と企業の主体的な啓発活動の促進を行っていくことが必要です。また、公正採用選考人権啓発推進員の未設置企業に対しては企業訪問など、関係機関と連携した啓発活動に取組み、公正な選考採用システムの確立と差別のないお互いの人権を尊重し合える職場づくりに取り組むことが必要です。</p>
	就職の促進と安定就労	<p>同和对策雇用促進協議会による事業主対象の研修会と企業訪問の実施等により、事業主の同和問題に対する正しい理解は深まっており、同和地区住民の就労促進につながっています。しかし、依然として同和地区の就労構造は、中高年齢者を中心に小規模な建設業への就労率が高く、就労形態は不安定な日雇、臨時雇が多い状況にあります。</p> <p>労働者に求められる職業能力が高度化・専門化していることから、技術資格取得のための研修・講座が受けられるよう、公共職業安定所など関係機関と連携し相談体制の強化に努めるとともに、職業訓練機関やシルバー人材センターなどを活用し中高年齢者の就業機会の確保に努めることが必要です。</p> <p>魅力ある就労の場の確保のため、さらに企業誘致に努めるとともに、地場産業の振興や既存企業の育成支援を図ることが必要です。</p>

章	節	部落の完全解放の実現
産業の振興	中小企業の育成	同和地区の企業経営は、規模が小さく、土木・建設事業が多く、長引く不況により厳しい経営状況下にあります。今後、関係機関と連携し、企業の育成に努めて行く必要があります。
	農業の育成	<p>農業者の高齢化や兼業化など農業を取りまく条件が変化する中、現状維持や離農を考えている農家も多く、営農意欲に格差が生じている状況があります。同和地区農家の高齢化や農業情勢の変化を踏まえ、集落営農や生産法人化の推進、認定農業者の育成など意欲的に農業に取り組む農業者や集落に対して重点的な支援に努めるとともに、離農農家の多い地区に対しては、県、JA、生産組合と連携し集落営農の推進に努める必要があります。</p> <p>同和地区農家の経営改善を図るため、ほ場整備事業などの土地基盤整備や農業近代化施設の整備、負担金軽減を行ってきました。その結果、生産性の向上や省力化により同和地区の農業維持と振興を図ってきました。特に、ほ場整備事業については、同和地区と周辺地域の一体的な取り組みにより波及効果が生じています。また、現在、農業近代化施設等の老朽化に対する整備が課題となっています。</p>
	林業の育成	本市の森林面積は、市域総面積の約67%を占めています。森林地域は、一部の国有林を除いて民有林となっています。森林の状況は、小規模林家が多く後継者不足であり、また木材需要の低迷等により林業生産活動に影響を及ぼしています。さらに、間伐や枝打ち、保育等が適正に実施されていない森林も増加傾向にあり、森林の荒廃も進みつつあります。優良な森林を育成していくため、継続的な間伐や枝打ちを実施し、保全に努めていく必要があります。また、森林の適正管理を行うための林業従事者の確保も必要です。
社会福祉の増進	地域福祉の充実	集会所をはじめ人権文化センター、老人憩いの家、児童館などで、同和地区住民の学習活動や地域活動が行われています。また、これらの施設を利用して、高齢者の生きがい対策や自立支援のための学習機会の提供、健康相談や健康教室なども実施しています。地域で安心して生活ができるように、生活相談員、民生児童委員、保健師、福祉協力員などと連携を強化して、地域にある福祉施設を充実していく必要があります。
	公的医療保険・年金制度、介護保険制度の啓発	本市の住民1人当たりの医療費は国民健康保険(老人)において、県平均を上回っており、高額な水準で推移しています。いつでも誰もが安心して医療を受けられる制度を支えていくため、市民の健康づくりに関する取組みを進め、疾病の早期発見・早期治療を促していく必要があります。

章	節	部落の完全解放の実現
保健衛生の推進	保健衛生の推進	本市では、健康診査の実施や各種健康教室の開催など乳幼児から高齢者に至る市民全般の健康づくりへの関心を高める取り組みを進めています。生活習慣病等疾病の早期発見、早期治療の観点から、引き続き健康診査の実施に取り組む必要があります。
生活環境の改善	住環境の整備	<p>身近な生活道路については、道幅が狭く車両のすれ違いが困難な箇所等の危険箇所の解消が進められてきています。地域との相互理解と協力で幅員狭小箇所での歩道の確保や危険箇所の解消など、道路機能の改善を図ることが必要です。</p> <p>上水道と簡易水道の普及率は平成17(2005)年3月末現在、94.5%となっています。安全で良質な水を安定供給するため、良好な水源を確保し、水源地や配水施設の維持管理、老朽管の布設替え等を引き続き計画的に進めていく必要があります。</p> <p>公共下水道整備事業の整備については、平成37(2025)年度を総事業完了目標として事業を推進しています。同和地区に係る未整備の2地区について、現在整備計画を策定中であり、策定後は当該地区の早期の事業着手に努める必要があります。また、農業集落排水事業の整備については、平成20(2008)年度を総事業完了目標として事業を推進しています。公共下水道事業及び農業・林業集落排水事業の計画区域外の区域の環境改善を図るため、当該地区における浄化槽設置の推進に係る啓発活動に努める必要があります。</p>

章	節	障害のある人の人権保障の実現
人権擁護の確立	個人情報の保護	行政・福祉・医療・保健関係者などは、障害のある人にサービスを提供する際、利用者への十分な説明や、個人情報の保護、プライバシーへの配慮など人権意識に基づいた業務が求められます。
	人権侵害の救済と擁護	ノーマライゼーションの理念に基づき、誰もが平等に社会の一員として生活し、活動することのできる社会が求められています。そのため、市民の理解を深める啓発、交流活動の推進と、人権侵害の救済と権利擁護の体制の整備を図り、地域社会での自立を支援していく必要があります。 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などをはじめとする障害のある人の権利擁護に関する制度の周知と活用促進を図る必要があります。
啓発・教育の推進	啓発・教育推進組織の整備・充実	障害のある人の人権に対する意識や理解が進んできていますが、まだ差別や偏見があるという意見が多くあります。 「障害者週間」をはじめとして各種の広報や行事を行い、学校教育や地域での啓発活動に努めるなど、障害について理解の促進を図る必要があります。 障害のある人の学習権を保障するためには、障害に応じた伝達方法である手話、要約筆記、点字などの通訳をとおした情報提供が必要です。 職員研修による専門職員の養成と職員資質の向上が必要です。 図書館では、視覚障害のある人を対象とした点字や音声による資料の提供や対面朗読サービスを行っています。今後も視覚障害をはじめとした障害のある人の利便性に配慮したサービスが必要です。 生涯学習関連施設では、学習情報の提供、障害者問題の研修会や啓発事業を実施していますが、生涯学習の観点から「いつでも、どこでも、だれでも」参加できるような学習機会の拡充とあわせて指導者養成に努める必要があります。また、学習も知識としての学習にとどまらず、差別解消への実践活動につながる学習活動を展開することが必要です。
	就学前教育における人権・同和教育(保育)と啓発の推進	市内の保育所等では、障害のある乳幼児を積極的に受け入れ、保育を行っています。近年、アスペルガー症候群等発達障害に対する認識がなされ、幼児期からの支援の重要性が指摘されています。様々な支援の必要な子どもたちに適切な保育を行うとともに、保護者への支援が必要となっています。適切で効果的な保育を行うためには、関係機関との連携のもと、保育者の研修を充実し、障害のある子どもを取り巻く子どもたちや地域との交流、啓発を通して、共に育つ人間関係の基礎づくりに努める必要があります。
	学校教育における人権・同和教育と啓発の推進	障害のある児童・生徒が通学する学校においては、障害に適應した教育を実施する上に必要とする設備の充実や、障害の種類や程度に応じて、自立を目指した適切な指導・教育が必要です。 障害のある児童・生徒に対するいじめや差別を解消するため、教員と保護者が実態把握に努め、適切な指導・教育を行うことが必要です。
	社会教育における人権・同和教育と啓発の推進	公民館などにおいて、障害のある人の人権に関する学習会などが実施されてきましたが、住民の参加意識が高いとはいえ、参加者の固定化や自分自身の問題として捉えきれないなどの課題があります。 社会教育関係団体が、障害のある人の諸問題を正しく理解し、問題解決に向けて実践していくため、障害のある人との交流会、学習会、研修会を積極的に開催し、指導者を育成していますが、内容の充実と改善のために必要な支援を継続して行う必要があります。 地区公民館では住民がふれあうことのできる祭など各種事業を実施していますが、障害のある人の参加が少ないのが実状です。障害のある人が地域の活動や行事に積極的に参加することができる条件整備に努め、地区全体の取り組みとなるよう推進していく必要があります。

章	節	障害のある人の人権保障の実現
社会参画の推進	社会参画の推進	<p>障害者自立支援法が制定され、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、平成18(2006)年4月から共通の制度の下で市町村等が一元的に提供することになりました。障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず障害のある人の自立を支援するため、必要なサービスの整備を進める必要があります。</p> <p>障害があるために差別や不利益を被ることのないよう、障害の特性に配慮した情報提供に努めるとともに、自立できる生活環境などの整備を図り、障害のある人が社会参加できる条件整備を進める必要があります。</p> <p>障害のある人もない人も共に助け合い、平等に社会の一員として生活し活動するというノーマライゼーションの理念の定着と実現に向けた取組みを推進する必要があります。</p> <p>障害のある人の生活を支援するため、市社会福祉協議会を通して障害のある人との交流やボランティア活動を行っていますが、安心した生活と社会参画の推進に努めながら、障害のある人への正しい理解を深めていくことが大切です。</p> <p>障害のある人にとってバス交通は重要な交通手段です。低床バスの運行や、車椅子も利用できる車両の導入が進んでいます。</p>
就労・雇用の促進	企業啓発の促進	<p>市内の企業・事業所における障害のある人の雇用率が法定雇用率1.8%を上回り、自立した社会活動ができるよう、国、県等の関係機関と連携した企業啓発の取組みを進めていく必要があります。</p>

章	節	障害のある人の人権保障の実現
社会福祉の増進	地域福祉の充実	<p>障害のある人が、地域で自立して生活していくための適切な相談・情報提供・ケアマネジメント体制の整備が求められており、平成16(2004)年に倉吉市障害者地域生活支援センターを設置して支援を行っています。</p> <p>地域福祉を効果的に推進するためには、倉吉市社会福祉協議会、障害者団体などと連携を図りながら、市民のボランティア組織の育成、強化に努め、総合的な福祉活動の推進を図っていく必要があります。</p> <p>核家族化が進む中、将来的に介護者の高齢化や介護する家族がいなくなるなどの状況が懸念されます。障害があり介護が必要な人を社会全体で支えて行く体制の再構築が望まれます。</p> <p>障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、適切な医療やリハビリテーションが受けられることが必要です。また、障害の原因となる疾病の早期発見・早期治療が障害の発症予防にもつながります。それぞれの障害の特性やニーズにあわせた適切な保健・医療サービス、そして自立のためのリハビリテーションまで、体系的な保健医療施策のより一層の充実を図る必要があります。</p> <p>障害がある人の在宅で生活できている人の割合は、知的障害の人を対象にしたグループホームが整備されたこと等により増加してきています。</p> <p>地域での生活を希望する障害者は多く、ホームヘルプサービス、デイサービス、グループホームなどの在宅サービスの提供体制の確保と充実を図ることが必要です。</p>
生活環境の改善	住環境の整備	<p>障害の有無にかかわらず、誰もが安心して生活できるようにユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備が求められています。障害のある人をはじめ、すべての市民が安全で安心して生活し、社会参加できるよう、住宅や建築物、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化が必要です。</p> <p>障害のある人が公共施設を利用する際、特に不便を感じる場所として、階段・トイレ・駐車場などが依然上位に上げられています。</p> <p>市庁舎においては、エレベーター、身体障害者用駐車スペース、誘導チャイムを整備しています。</p>
	住宅の整備	<p>住宅は市民にとって生活基盤の基本となるものです。障害のある人が安全で安心して生活できるよう、住宅の安全・安心・快適の実現に向けた取り組みの充実が必要です。</p> <p>障害のある人の在宅志向と住宅の改造希望は高く、住宅を新築・改良等する場合の助成制度等についての情報が求められています。</p>

章	節	男女の人権が尊重される社会の実現
人権擁護の確立	人権侵害の救済と擁護	セクシュアル・ハラスメントは相手の人権を軽視し侵害する行為であるという認識を広く市民に浸透するよう、あらゆる機会を通じて広報・啓発に努める必要があります。
	いじめ・不登校・児童虐待および配偶者等パートナーからの暴力への対応	配偶者等パートナーからの暴力(DV)は深刻化しています。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行に伴い、著しい人権侵害であるとの認識が高まり、関係機関への相談、届出件数が増加しています。DV等の被害者に対する身体的、精神的暴力は、被害者に対しての人権侵害であり犯罪であるという社会認識を広く市民に徹底するよう、あらゆる機会を通じて広報・啓発に努める必要があります。また、これらに関する相談は、迅速で効果的な支援が必要で被害者及びその家族の一時保護、自立支援体制の充実に向け、母子生活支援施設などとの協働を積極的に推進していく必要があります。
	高齢者虐待への対応	本市では、平成17(2005)年3月末現在の高齢化率は24.8%となり、本格的高齢社会を迎え、要介護高齢者の数は、今後も増加が予想されます。このため、こうした介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして、充実した介護サービスの提供を行うとともに、高齢者ができる限り寝たきりにならず、自立した生活を送ることができるように支援することが必要です。
啓発・教育の推進	啓発・教育推進組織の整備・充実	女性の人権保障の視点に立ち、女性の社会参加を積極的に促進し、啓発活動を推進するとともに、女性団体の育成や活動支援を推進する必要があります。男女の人権が尊重される社会づくりに向け、団体、グループ、行政、及び生涯学習関連施設・機関がともに視点を明確化しながら、意識変革の実践を進める必要があります。
	就学前教育における人権・同和教育(保育)と啓発の推進	男女の固定的な性別役割分担意識を是正し、人権尊重の確立された社会づくりを推進するため、学校、保育所、幼稚園、地域において、乳幼児期から男女平等意識を育成して行く必要があります。 人間の性を人格の基本的なもの、尊厳のあるものとして位置づけ、母性が尊重され、生命の大切さを認識させる教育(性教育)を幼児期から育成していく必要があります。すべての子ども一人ひとりの全面発達を保障し、差別を見抜く力、差別を許さない心を育てる人権・同和教育の充実を図るため、職員研修の実施と指導力の向上が必要です。

章	節	男女の人権が尊重される社会の実現
	学校教育における人権・同和教育と啓発の推進	<p>子ども同士のつき合いの中で「女子はこうあるべき」、「男子はこうあるべき」という固定的役割分担意識が存在しています。差別を見抜く力を身につけさせるため、人権・同和教育の一層の充実が求められます。</p> <p>学校教育の教育課程に、男女共生教育を位置づけ、学習を深めるとともに、啓発活動に努めることが大切です。</p> <p>児童、生徒の発育、発達の早期化、性情報の氾濫など社会環境の変化などから、性意識の変化や性行動の多様化を生み、性被害を含めた性に関する問題行動が起こっています。人権尊重、男女平等精神に基づく豊かな男女の人間関係を築くために、お互いの身体や健康に関しての相互理解と性の自己決定能力を育成する学習を推進することが必要です。</p>
	社会教育における人権・同和教育と啓発の推進	<p>本市では、平成17(2005)年4月に男女共同参画推進条例が施行され、その基本理念に、男女の人権尊重を掲げています。平成17(2005)年の市民意識調査では、「あなたは男性は外で働き、女性は家庭を守るべきであるという考え方をどのように思いますか」の問いに、74.6%の人が否定的に回答しています。これは、固定的役割分担意識に対して一人ひとりの意識が変化してきていることがうかがえます。しかしながら現実には、性別役割分担意識が根強く、家事、育児、介護等への男性(夫)のかかわりが少ない実態もあります。男女の人権が尊重される社会を実現するためには、性別役割分担意識を見直し、女性問題は、男性を含めたすべての市民に関わる問題であるとの認識を深めるための学習や啓発活動が必要です。</p> <p>社会教育関係団体が、女性問題に対する理解を深め、問題解決に向けて積極的に自主活動を行っていくためには、今後も各団体へ各種の情報および研修の場を提供しながら連携して意識変革の啓発を推進していくことが必要です。</p> <p>性別等に基づく固定観念にとらわれない、多様なあり方のイメージを社会に浸透させることも必要です。</p> <p>男女の人権尊重に関する市民啓発を推進するため、図書資料を充実する必要があります。</p>
就労・雇用の促進	企業啓発の促進	<p>固定的性別役割分担意識が強い現状で、出産、育児などによる職業の中断は、派遣社員、臨時雇用など不安定な就業を増やしています。男女雇用機会均等法などにより、女性への労働条件・職種等の改善が見られるものの、今後企業・事業所に対して労働条件の整備や快適な職場づくりを関係機関と連携し、啓発していくことが必要です。</p> <p>育児・介護休業制度を利用するのは圧倒的に女性であり、利用者への配慮や家庭と仕事の両立できる職場環境の整備について情報提供を行うことが必要です。</p>
	就職の促進と安定就労	<p>保育所、児童館などの児童福祉施設の充実を図りながら、子育てと就労の両立支援を推進し、あわせて各企業に対し育児休業制度の活用など、就労条件の改善を図っていく必要があります。</p>

章	節	男女の人権が尊重される社会の実現
社会福祉の増進	地域福祉の充実	近年、いわゆる、ひとり親家庭が増加しており、特に女性は、経済的自立、男性は生活面での自立が課題となっています。このような世帯の生活上の悩みや問題の相談体制、また就労や経済的自立を図るための支援体制の充実を図ることが必要です。
保健衛生の推進	保健衛生の推進	生涯を通じて心身ともに健康で活力にみちた生活を営むことは、男女がともに自立して生きていくための基本的条件であり、男性も女性もお互いの身体の特徴を十分理解し合い、思いやりを持って生きることは、人権意識の確立された社会づくりの前提となるものです。特に女性の身体は、妊娠・出産の機能を有していることから、女性自身が「生命の尊重」という人権意識を高めるとともに、自己の健康を適切に管理・改善できるよう、正しい知識や情報の普及に努めるとともに、保健の充実に努める必要があります。

章	節	在住外国人の人権保障の実現
人権擁護の確立	個人情報の保護	在住外国人やその家族に対する民族的な偏見・差別が根強くある現実を踏まえ、個人の情報に関する事項について検討を行い、個人情報の保護に努める必要があります。
	差別事象への対応	我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国、朝鮮人に対する民族的な偏見、差別が根強く残っています。また新たに来日した外国人に対する偏見や差別意識も多くあります。本市においてもこれらの人に対しての差別落書きなどが発生しています。市民に対して異文化の理解と人権意識を高める啓発活動の充実が必要です。
	人権侵害の救済と擁護	在住外国人の人権保障については、国籍条項、地方参政権、無年金高齢者・障害者問題など日常生活上の様々な課題があります。これら在住外国人の諸問題の理解を深めるためにも、日本人が異なる文化や宗教、価値観などを学び、認め合いながら、同じ地域住民として安心して暮らせるよう権利保障に努める必要があります。各関係機関・団体などと連携を図りながら、在住外国人に対する各種の情報の提供、外国語表記による生活情報の提供、生活相談などの体制づくりに取り組む必要があります。
	いじめ・不登校・児童虐待および配偶者等パートナーからの暴力への対応	在住外国人や外国にルーツを持つ人の児童・生徒およびその保護者に対して、民族や文化の違いから、偏見や差別が依然として存在しています。また、学校や職場において、外国人自身が本名を名のりにくい状況が生まれ、自分のルーツを否定的に捉えたりする傾向がみられます。そのため、日常生活や学校生活に対して不安や悩みを抱えている状況などがあります。在住外国人の児童・生徒に対し、きめ細かな学習指導や日本語指導、また、学校生活や進路等に関する情報提供を行いながら、生活不安の解消を図るとともに、様々な教育活動を通して児童・生徒の自尊感情の形成を進めていくことが求められます。 国際結婚による配偶者間の異文化理解の違いや言語の不理解から、配偶者間のDVの事例も深刻化が指摘されています。DV等の被害者に対する身体的、精神的暴力は、被害者に対しての人権侵害であり犯罪であるという社会認識を広く市民に徹底するよう、あらゆる機会を通じて広報・啓発に努める必要があります。

章	節	在住外国人の人権保障の実現
啓発・教育の推進	啓発・教育推進組織の整備・充実	<p>経済の発展や交通・通信基盤の整備、インターネット等の情報技術の発達を背景に諸外国との交流が、ますます活発化しています。本市においては、外国人登録者数の増加、国籍の多様化など、着実に国際化への波が押し寄せています。このため、社会の仕組みそのものと、諸外国の文化と価値観を尊重し、相互理解を深め共生する社会づくりに努めることが必要です。</p> <p>語学等専門知識を有する職員の養成と確保が必要です。</p>
	就学前教育における人権・同和教育(保育)と啓発の推進	<p>国際化の進展の中、保育所にも外国人や外国にルーツを持つ人の乳幼児が入園するようになり保育環境が大きく変化してきています。乳幼児期は人権を尊重する心を育てるための基礎づくりの時期であることから、同じ地域住民という立場を基盤としながら外国人との交流を通じて園児たちがお互いの違いを認め合い、一人ひとりの人権を尊重する心を育てていくような保育実践を推進する必要があります。</p>
	学校教育における人権・同和教育と啓発の推進	<p>在日韓国・朝鮮人等がわが国で暮らしている歴史的経緯や社会的背景を理解・認識するための学習を推進するとともに、新たに日本で生活するようになった外国人やその家族についても、関係する国の歴史や文化・習慣について理解を深める学習を進めることが必要です。</p> <p>在住外国人や外国にルーツを持つ子どもが民族や母国に対する誇りを持ち、自己のアイデンティティーを確立できるように支援すると共に、すべての子どもが共に学び、共に育つことができる仲間づくりに取り組むことが大切です。</p>
	社会教育における人権・同和教育と啓発の推進	<p>近年、在住外国人や外国にルーツを持つ人が増加している中、異なる習慣、文化などについての理解が十分進んでいない状況があります。地域において、地域住民と外国人等との交流を図る事業などを実施し、さまざまな機会を通じて在住外国人等に対する差別や偏見の解消に向けた啓発を進めることが必要です。</p>

章	節	在住外国人の人権保障の実現
社会参画の推進	社会参画の推進	在住外国人の社会参画の促進を図るためには、それぞれの意見や要望が反映できる場面の創出が必要です。また、在日韓国・朝鮮人については、過去の歴史的経緯から、差別や偏見が解消されていない現状も根強く残っており、新たに来日した外国人に対しての偏見もあります。在住外国人の人権について、正しい理解と認識を深めていく必要があります。
の就労促進・雇用の促進	企業啓発の促進	近年、中国人をはじめとする外国人研修生が増加傾向にあります。企業における外国人の労働環境の整備について配慮していく必要があります。在住外国人の就職差別解消に向けての企業・事業所に対し、関係機関と連携し啓発を行うことが必要です。
社会福祉の増進	地域福祉の充実	本市では、無年金の在住外国人に対し、平成7(1995)年度から倉吉市在住外国人高齢者・障害者特別給付金を支給し、生活支援を行っています。誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちづくりが求められています。
	公的医療保険・年金制度、介護保険制度の啓発	本市に外国人登録を行っている人の国民健康保険への加入状況は、平成17(2005)年6月21日現在で63世帯85人です。しかし加入については、1年以上わが国に滞在すると認められる者となっています。また国民年金については、加入条件は日本人と同様で、平成17(2005)年12月12日現在、第1号被保険者が68人、第3号被保険者が23人です。なお、在住外国人が安心して生活するための基盤である、医療、保健、育児、公的医療保険・年金制度、介護保険制度などの施策の情報提供を行い、生活に必要な支援を行っていくことが必要です。

章	節	先住民族の権利回復の実現
啓発・教育の推進	啓発・教育推進組織の整備・充実	民族と民族の真の平等が達成され、普遍的な人権保障が確立される社会を目指す必要があります。アイヌ民族の権利回復の実現に向け、関係機関や団体等と連携し、情報収集に努めながら、アイヌ民族の文化や差別の実態を正しく理解する学習機会の拡充を図ることが必要です。
	学校教育における人権・同和教育と啓発の推進	アイヌ民族をはじめ、先住民族についての学習を教育課程のなかに位置づけ、民族の歴史や文化、習慣等について正しい理解を深めることが大切です。
	社会教育における人権・同和教育と啓発の推進	アイヌ民族をはじめとした先住民族について、多くの市民がその歴史や実態を知らない状況にあるため、アイヌの人々の置かれてきた歴史的な経緯や差別の実態を正しく理解できるよう、学習機会の提供や資料の充実を進めることが大切です。

章	節	子どもの人権保障の実現
人権擁護の確立	いじめ・不登校・児童虐待および配偶者等パートナーからの暴力への対応	<p>学校現場における、いじめ・不登校等様々な子どもの問題や、現在の子どもを取り巻く家庭・学校・社会の抱える課題について、学校・家庭・地域が一体となって考え、社会全体で子どもの権利が大切にされる環境を整えながら、その解決に取り組んでいく必要があります。</p> <p>不登校の出現率は、小中学校とも減少しています。しかし、いじめ、暴力などの問題行動の発生件数は、増加傾向にあります。</p> <p>虐待を受けて身体や心に傷を受けた子ども、非行に走る子ども、保護者の離婚や家出、病気などの理由により家庭で生活できない子ども等、家庭や子どもをめぐる状況は、少子高齢化や情報化、国際化など戦後社会が大きく変化する中で、児童虐待の相談件数の増加とともに深刻さを増しています。平成16(2004)年に児童福祉法が改正され、平成17(2005)年4月から児童に関する相談窓口を市町村に設置することとなり、本市においても相談体制の充実を図るとともに、関係機関をはじめ民間組織、地域住民が一体となった支援の仕組みを構築する必要があります。</p>
啓発・教育の推進	啓発・教育推進組織の整備・充実	<p>平成16(2004)年度に「倉吉市次世代育成対策行動計画」を策定し取り組みを進めています。平成17(2005)年の市民意識調査では約6割の人が子育てに不安を感じていると答えており、子育てについて、悩みや不安を持つ家庭が増えています。子どもの健全発達のため、子どもの権利条約の主旨を踏まえ、子どもの人権の尊重及び保護に向けた取組みを推進していく必要があります。</p>
	就学前教育における人権・同和教育(保育)と啓発の推進	<p>子ども達が人間として豊かに育つ権利を保障される場所として保育所があり、就学前における発達保障と人権教育の基礎づくりが保育の中で十分行われていくことが大切です。保育の公開や懇談会を行うなど、家庭や地域社会に対して、人権・同和保育の重要性についての啓発に努める必要があります。</p>
	学校教育における人権・同和教育と啓発の推進	<p>子どもたちの実態を正しく把握するとともに、学校において児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)についての学習を行い、自分たちの暮らしに即して、自らの権利についての理解を深めることが大切です。</p> <p>子どもたちが人権の尊重や差別を許さない視点から生活を見直し、その中にある課題を主体的に解決していく態度や実践力を育成するとともに、お互いが人権を尊重する仲間づくりをすすめる必要があります。</p>
	社会教育における人権・同和教育と啓発の推進	<p>地域の子育て力の低下、家庭の地域での孤立化により大人と子ども、子どもと子どもの関わりが希薄になっています。子どもの社会性、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、子どもの権利条約の趣旨などについて具体的に研修を行い、家庭や地域に広く啓発する必要があります。</p>

章	節	高齢者の人権保障の実現
の人権 確立 擁護	高齢者虐待 への対応	高齢化の進展に伴い、身体能力の低下、認知症の症状のため介護を必要とする人が増えている一方、家庭や施設内で、高齢者に対する身体的な暴力や言葉による虐待、介護放棄等の問題が起きています。 本市では、高齢者が安心して生活できる地域づくりをめざし、平成17(2005)年に高齢者虐待防止条例を制定しました。高齢者に対する虐待は、家庭内や施設内で起きることから表面化しにくく、実態把握が難しいという問題があります。早期発見と相談体制の整備及び関係機関との連携を図ることが必要です。
啓発・ 教育の 推進	就学前教育 における人 権・同和教 育(保育)と 啓発の推進	高齢者との交流の場を設け、一緒に活動する中で高齢者の思いや願い等を知り、高齢者を慈しんだり大切にすることを育んでいくような保育実践を推進していくことが必要です。
	学校教育に おける人 権・同和教 育と啓発の 推進	長年にわたり社会を支え、貢献してきた高齢者に対する敬意と感謝の気持ちを育む学習を、より一層推進することが必要です。また、地域の高齢者とふれあい、先人の知恵などを学ぶ学習を推進することが大切です。
	社会教育に おける人 権・同和教 育と啓発の 推進	長年にわたり社会を支え、貢献してきた高齢者に対して尊敬の念をもって接するとともに、高齢者の意思が尊重されるよう広く市民に意識啓発を行う必要があります。
の社 推 会 進 参 画	社会参画の 推進	老人クラブやボランティア団体等への活動支援を行い、高齢者の価値観や自主性を尊重しながら社会参加しやすい環境づくりに取組み、高齢者の自己実現を支援していくことが必要です。 高齢者が生活する上で、バス交通は貴重な交通手段となっています。高齢者の乗降に配慮した低床バスなどの導入が進んでいます。
用 就 の 労 促 ・ 雇 進	就職の促進 と安定就労	企業における60歳定年制は定着しつつあるものの、定年後の生活を支える基盤となる年金の支給開始年齢は、今後65歳まで順次引き上げられることとなっています。定年後も安心して生活できるよう、高齢者の希望に応じた多様な形態による雇用・就業の機会を確保し、提供するための環境整備が求められています。
社 会 福 祉 の 増 進	地域福祉の 充実	本市の高齢化率は、平成17(2005)年3月末現在で24.8%と県平均を上回っており、着実に上昇しています。さらに、75歳以上の後期高齢者も増加傾向にあります。本市では高齢者の多様な保健・福祉に対するニーズに対応するため、倉吉市高齢者保健福祉・介護保険事業計画を策定し、各種事業を展開しています。 高齢者が住み慣れた地域や家庭で生きがいをもって自立した生活ができるよう、地域社会への参加を促進するための啓発活動や自身の身体能力の維持、必要な介護サービスを利用できるよう、介護保険制度の周知と介護予防も含めた適切な相談や指導の強化に努める必要があります。
	公的医療保 険・年金制 度、介護保 険制度の啓 発	介護保険制度の浸透により介護サービス利用者は年々増加している状況です。高齢者が要介護状態にならないようにするため、介護予防事業の充実に努めるとともに、介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域や家庭において自立した生活が送れるよう訪問通所、短期入所等の在宅サービスの充実を図る必要があります。

章	節	高齢者の人権保障の実現
生活環境の改善	住宅の整備	高齢社会の進展に伴い、自宅で如何に長く住み続けられるかが問われています。また、住宅建材に使用される化学物質も社会問題化しており、安心して住み続けることができる、いわゆる「人にやさしい住まい」に対する要求は高まっています。

章	節	区分	その他マイノリティの人権保障の実現
啓発・教育の推進	社会教育における人権・同和教育と啓発の推進	エイズ・ハンセン病等の感染症や特定疾患などの疾病(元)患者	HIV感染者、エイズ患者、ハンセン病(元)患者や医学的に治りにくく社会的な偏見を受けやすい特定疾患患者等に対する正しい知識と理解の不足から、それらの人々に対する人権侵害を生じてきました。各疾病についての啓発や学習活動を推進し、病気や患者に対する偏見や差別の解消が必要です。
		罪や非行を犯した人とその被害者及びそれらの関係者	刑を終えて出所した人や非行を犯した人に対する差別意識や偏見があるため、就職差別や悪意のある噂が流布したり、住居等の確保が困難であるなどの問題があります。これらの人が通常の社会生活を営むためには、本人の更生意欲とあわせて周囲の理解と協力が必要です。犯罪被害者の人権を守るため、マスコミが関係者のプライバシーに配慮した報道・取材を行う必要があります。また、カウンセリング等の相談体制の充実も求められます。
		性的マイノリティ	性同一性障害、同性愛者、異性装者、両性の特徴を併せ持つ状態の人などの性的マイノリティは、社会的に異質なものとして、雇用面における差別や性区分を前提とした社会生活上の制約を受けるなどの問題があります。「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により戸籍上の性別変更が可能となり、行政文書などから不要な性別記載を削除するなどの取組が行われていますが、一般的に性的マイノリティへの理解度は高いとは言えない状況です。 本市では、各種啓発活動とともに、平成15(2003)年度には性同一性障害の人の人権保護として、印鑑登録証明書等79件の行政文書から性別記載の削除を行ってきました。
社会福祉の増進	地域福祉の充実	エイズ・ハンセン病等の感染症や特定疾患などの疾病(元)患者	HIV感染者、エイズ患者、ハンセン病(元)患者、また、医学的に治りにくく社会的な偏見を受けやすい特定疾患患者等に対する正しい知識と理解が十分でなく、偏見をもとにそれらの人々に対する人権侵害が存在する実態があります。 患者のプライバシーと人権が保護され、安心して医療を受けられるようにすることが必要です。また、患者に対する相談・支援体制の充実も求められます。 特定疾患は病気の種類が多く、対象者の把握が困難なため住民への周知が難しいなどの問題があります。

第1部 序論

第1部 序論

1 計画策定の趣旨

本市では、平成6(1994)年に、全ての市民が差別されることなく、安心して暮らすことが出来るまちを目指した「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定して以来、平成8(1996)年に「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を、平成13(2001)年に「第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を、また、平成17(2005)年にはその内容を見直した改訂版を策定し、条例の目指す人権尊重のまちづくりのための諸施策を積極的に推進してきました。

しかしながら、教育、啓発、就労などの分野において、今なお多くの課題が残されています。

これらの課題の根本的かつ速やかな解決を目指すため、「第3次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくものとします。

2 計画の性格

この計画は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの人権が尊重され、人としての尊厳が守られ、いきいきと安心して暮らすことが出来る、人権意識の確立したまちを実現するため、人権擁護の確立、職業の安定、雇用の促進、産業の振興、社会福祉の充実、生活環境の改善及び教育文化の向上等の広範にわたる課題解決のための諸施策の推進を図ることを基本とした総合的な計画です。

3 計画の構成・期間

(1)基本方針

8分野の基本理念のもと、各施策(目的)を達成するための基本的な方針であり、本市の総合的かつ計画的な人権政策の指針となるものです。

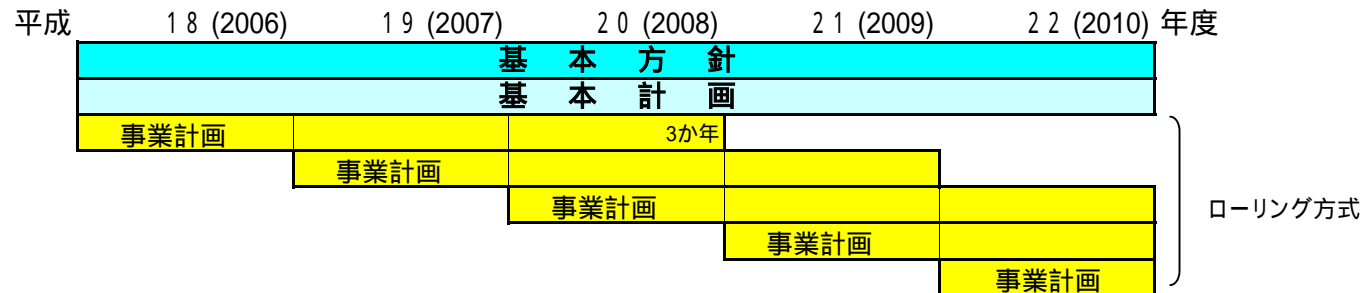
(2)基本計画

各施策を達成するための基本的な取組内容を表したもので、計画期間を平成18(2006)年度から平成22(2010)年度までの5年間と、「第10次倉吉市総合計画」の基本計画期間と同じくし、一体的に取り組むこととします。

(3)その他

基本計画に対応し、各担当課の役割を示した「事業計画」についても別途策定するものとします。事業計画の計画期間は基本的には3か年とし、毎年度ローリング方式により策定します。

(計画の構成と期間)



(基本目標)

一人ひとりの人権意識が確立され、すべての人の人権が尊重されているまち



基本理念

部落の完全解放の実現	障害のある人の人権保障の実現	男女の人権が尊重される社会の実現	在住外国人の人権保障の実現	先住民族の権利回復の実現	子どもの人権保障の実現	高齢者の人権保障の実現	その他マイリティの人権保障の実現
------------	----------------	------------------	---------------	--------------	-------------	-------------	------------------



施策の体系

人権擁護の確立	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報の保護 2 差別事象への対応 3 人権侵害の救済と擁護 4 いじめ・不登校・児童虐待および配偶者等パートナーからの暴力への対応 5 高齢者虐待への対応
啓発・教育の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 啓発・教育推進組織の整備・充実 2 就学前教育における人権・同和教育(保育)と啓発の推進 3 学校教育における人権・同和教育と啓発の推進 4 社会教育における人権・同和教育と啓発の推進
社会参画の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会参画の推進
就労・雇用の促進	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業啓発の促進 2 就職の促進と安定就労
産業の振興	<ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業の育成 2 農業の育成 3 林業の育成
社会福祉の増進	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉の充実 2 公的医療保険・年金制度、介護保険制度の啓発
保健衛生の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健衛生の推進
生活環境の改善	<ol style="list-style-type: none"> 1 住環境の整備 2 住宅の整備

第2部 施 策（基本方針・基本計画）

略字の説明

基本計画の表題(区分)「部・障・女・外・先・子・高・他」は、次の人権分野(=基本理念)を略したものです。表中、各基本計画の取組内容がどの人権分野に該当するかを、略号下に「1」を立てることにより表示しています。

部: 部落の完全解放の実現

障: 障害のある人の人権保障の実現

女: 男女の人権が尊重される社会の実現

外: 在住外国人の人権保障の実現

先: 先住民族の権利回復の実現

子: 子どもの人権保障の実現

高: 高齢者の人権保障の実現

他: その他マイノリティの人権保障の実現

第2部 施策(基本方針・基本計画)

第1章 人権擁護の確立

第1節 個人情報の保護

基本方針

個人情報の保護に関する法令を遵守し、市が取り扱う個人情報の保護に努め、市民啓発活動を推進します。

基本計画

番号	項目名	内容	区分							
			部	障	女	外	先	子	高	他
1	個人情報の保護	市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益の保護を図り、市民の基本的人権の擁護に努めます。	1	1	1	1	1	1	1	1
2	職員資質の向上	地方公務員法等に定められている守秘義務の履行はもとより、プライバシーの保護についての認識を深めるとともに、人権侵害につながる身元調査・聞き合わせの現実を踏まえ、その行為の差別性を見抜き、的確な措置と対応ができるよう指導力の向上に努めます。	1	1	1	1	1	1	1	1
3	企業・地域における啓発活動の推進	個人情報の保護とその適正管理の重要性について事業者や市民に対し広く意識啓発を進めるとともに、学習機会の充実に努めます。	1	1	1	1	1	1	1	1

第2節 差別事象への対応

基本方針

差別事象が発生した場合には、「倉吉市人権侵害・差別落書対応要領」に基づき、事実の把握に努め、その要因、背景、また、行政課題を明らかにするとともに、関係機関・団体と連携し速やかな課題解決に努めます。

基本計画

番号	項目名	内容	区分							
			部	障	女	外	先	子	高	他
1	差別事象への対応	差別事象は重大な人権侵害であり、社会的問題として厳しく受け止めながら、事実関係の把握に努めるとともに、その要因と社会的背景を正しく分析し、行政の主体による問題解決への対応方針を検討します。 また、市民団体とも連携を図り人権擁護の体制づくりを強化し、問題解決へ向けた市民への啓発活動の充実に努めます。	1	1	1	1	1	1	1	1

第3節 人権侵害の救済と擁護

基本方針

市民が部落差別をはじめとした差別事象に関わった場合、差別を受けた人の立場や心情、そして、人権を守ることを第一として人権擁護機関と連携し、被差別の立場にある人々の願いや思いを尊重しながら、問題点を明らかにし速やかな課題解決に努めます。

障害のある人が地域社会で等しく市民として、安心して自立した生活を営むことができるよう、また、精神障害等のある人には本人に適した医療サービスが受給できるよう、人権擁護と啓発活動の推進に努めます。

セクシュアル・ハラスメントに関する職員研修を行うとともに、被害者が訴えやすい相談体制の確立とその啓発活動の推進に努めます。

多文化、多民族社会観の形成と、外国人と共生する社会の実現に向けた啓発活動を推進します。

基本計画

番号	項目名	内容	区分							
			部	障	女	外	先	子	高	他
1	相談窓口の充実	各関係機関との連携による人権相談窓口の充実と周知徹底を図り、差別事象の早期発見に努め、市民一人ひとりの人権を擁護し、安心して生活できるまちづくりを推進します。	1	1	1	1		1	1	1
2	福祉施設利用者の人権擁護(入所)	福祉施設に入所している障害のある人の生活実態を把握し、個人のプライバシーなどの人権が守られ、安心した生活ができるよう条件整備に努めます。	1							
3	福祉施設利用者の人権擁護(通所)	在宅で通所する人の人権擁護に努め、社会の一員として自立し生きがいがあり安心して日常生活を営むことができるよう、市民への啓発に努めます。	1							
4	精神障害への対応	精神障害についての正しい理解と啓発を行いながら、精神障害のある人とその家族の人権が尊重され、適切な医療・福祉サービスが受けられるよう条件整備を図り、本人の人権擁護と住民の理解を深める交流活動の推進に努めます。	1							
5	当事者グループの育成	病気や障害で地域の中で孤立しがちな人が、必要な情報提供と適切な支援が受けられるよう、同じ問題を抱える者同士が悩みを打ち明け、意見交換し、問題解決に向け互いに援助しあう当事者グループの育成を図ります。	1					1	1	
6	女性の人権侵害救済の窓口	セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の相談窓口を被害者が訴えやすい相談体制となるよう努めるとともに、地域・職場での差別的な扱いを放置しないよう指導体制の確立に努めます。		1						

7	外国語での情報提供	市報などの広報や日常生活に必要な各種証明書の案内など、外国語での発行と案内・掲示に努めます。				1			
8	諸権利の保障	在日韓国・朝鮮人をはじめとする在住外国人の社会保障・就労などの社会生活、教育、また国籍条項や地方参政権の付与などの諸問題について調査研究を進め、適切で慎重な対応に努めます。				1			

第4節 いじめ・不登校・児童虐待および配偶者等パートナーからの暴力への対応

基本方針

子どもの人権意識を高めるため、「弱い者をいじめることは、人間として絶対許されない」という態度を育てるとともに、生徒指導、進路指導を充実しながら、子どもの発する危険信号を敏感に察知するよう努め、家庭・学校・地域と連携し、適切な対応に努め、いじめ・不登校の解決を図ります。

不登校・問題行動等の解消のために、関係機関との連携を密にして、適切な対応にあたります。

児童虐待や配偶者等のパートナーからの暴力は被害者の人権を著しく侵害するものであり、発生予防・早期発見・緊急な対応・当事者への支援等、関係機関をはじめ地域住民と連携して取り組みます。また、子育て中の保護者に対しても様々な機会を通じて児童虐待防止等に対する啓発や指導を行っていきます。

基本計画

番号	項目名	内容	区分							
			部	障	女	外	先	子	高	他
1	学校運営の充実	差別やいじめなどを許さない学校運営、また心と心がふれあう学校づくりの推進のため生徒指導や進路指導を充実し、実効性のある指導体制の確立を図り、いじめや不登校の解消に努めます。一方、いじめや校内暴力、児童虐待等の早期発見と緊急な対応に努め、被害者はもとより、加害者も含めた当事者について、スクールカウンセラーや児童相談所など関係機関と連携しながら、きめ細かな対応に努め、相談・支援体制の充実を図ります。						1		
2	家庭・地域との連携と啓発	いじめ・不登校・児童虐待に対する保護者の基本認識を深め、家庭教育の重要性を再認識する適切な情報提供を行い、真の「心の居場所」となる家庭づくりに努めるとともに、各種専門機関や地域の人々と連携しながら児童館・公民館等の施設を活用し、地域の中での子どもの居場所づくりに努めます。						1		

3	家庭児童相談機能の強化	個別化、複雑化する子どもや子育ての相談に対して適切な指導助言が出来るよう家庭児童相談員の研修など体制の充実に努めます。							1	
4	児童虐待予防・要保護児童支援ネットワークの構築	児童虐待発生の要因となっている母親の産後の育児不安やストレス、家庭や地域内での孤立、育児知識の不足等の解消のため保健師等による継続した訪問指導、保育所等の機能を活用した子育て情報の提供や技術支援に努めます。また虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童については関係機関がその子どもについての情報や考え方を共有し、適切な連携のもと対応するため、要保護児童の支援ネットワークを築き、一貫した支援体制を整備します。							1	
5	配偶者等パートナーからの暴力(DV)への対応	DVは明らかな人権侵害であるという社会的認識を徹底し、相談体制の充実を図るとともに、地域や関係機関と連携し、その発生予防、早期発見、当事者に対する迅速で効果的な支援・対応に努めます。		1						

第5節 高齢者虐待への対応

基本方針

介護等援護を必要とする高齢者の人権が保障され、安心して生活できる地域づくりを目指し、高齢者虐待への対応と高齢者介護や生活についての総合的な相談体制の充実を図り、関係者に対し積極的な情報提供に努めます。

基本計画

番号	項目名	内容	区分				
			部	障	女	外	先

1	高齢者虐待防止・要援護高齢者支援ネットワークの構築	認知症や寝たきりの高齢者の介護は介護者の負担が大きく、介護疲れによる高齢者虐待の要因にもなっています。介護保険制度をはじめ介護サービスを積極的かつ有効に活用し、介護者の負担軽減が図れるよう、低所得世帯についても必要なサービスが受けられるよう配慮しながら、介護対策の充実に努めます。また虐待を受けている高齢者をはじめとする要援護高齢者については関係機関がその高齢者についての情報を共有し、適切な連携のもと対応するため、要援護高齢者の支援ネットワークを築き、虐待解消のための支援体制を整備します。	1			1	
2	高齢者介護・虐待に関する相談体制の充実	地域包括支援センターとの連携により相談体制の充実に努め、高齢者虐待予防・要援護高齢者支援ネットワークを活用した介護者の負担軽減と虐待予防に努めます。	1			1	

第2章 啓発・教育の推進

第1節 啓発・教育推進組織の整備・充実

基本方針

行政の各部局は、それぞれの分野で部落差別をはじめとするあらゆる差別や偏見の解消を図る施策を推進するとともに、同和地区の文化教育力の向上に努め、倉吉市同和教育研究会などの同和教育推進組織・団体や企業と連携し、市民一人ひとりの生き方や人権意識の高揚につながる活動を総合的かつ計画的に推進します。

すべての市民が地域社会で等しく安心して自立した生活を営むことができるよう人権啓発活動の推進に努めます。

基本計画

番号	項目名	内容	区分							
			部	障	女	外	先	子	高	他
1	あらゆる差別をなくする施策の推進	市民の人権・同和問題に対する意識の実態を把握し、啓発・教育の成果と課題を明確にし、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくする施策の推進に努めます。	1	1	1	1	1	1	1	1
2	行政職員意識調査の実施	部落差別をはじめあらゆる差別をなくする主体者としての自覚と実践力を高めるため、行政職員の人権同和問題に対する意識の実態を把握検討し、職員研修の充実を図ります。	1	1	1	1	1	1	1	1
3	行政職員研修の充実と指導者の育成	職員の内部研修や各種指導者講座や研究会などへの派遣を計画的に実施し、差別解消への意欲と実践力を身につけ、職員が自らの職務の中や地域社会で人権啓発の指導的役割が果たせる資質と指導力の向上を図ります。	1	1	1	1	1	1	1	1
4	職員体制の充実と資質向上	障害についての専門的な知識・資格・技術を持つ職員の充実と資質の向上に努め、障害のある人への配慮を行いながら、生活相談と支援体制の充実に努めます。	1							
5	障害のある人についての職員研修と資質の向上	障害のある人に信頼される専門的な知識を持った職員を担当窓口配置し、諸課題の解決を図るとともに、障害のある人との日常的な交流ができる機会をつくり、障害に対する正しい理解を深める取り組みを行い、的確な対応が図られるよう資質の向上に努めます。	1							

6	次世代育成支援対策の推進	急速な少子化の進行と家庭や地域を取り巻く環境が変化している中で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策推進法の基本理念を踏まえ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策の推進に努めます。							1									
7	公務員への採用	在住外国人の働く権利と職業選択の自由を保障するため、国籍条項を設けることなく職員への採用に努めます。								1								
8	在住外国人の権利の保障	在住外国人の実態に基づき、住民としての権利とサービスを享受できるよう、外国人の人権に関する法律の研究を進めます。									1							
9	在住外国人についての職員研修と資質の向上	在住外国人に対し各種情報を提供するため、職員の語学研修や体験研修など、専門的な研修を実施し、指導援助に努めます。									1							
10	在住外国人の実態把握と啓発活動の推進	在住外国人の生活などの実態把握に努め、学習機会や情報提供など行政としての対応と指導方針を確立し、市民への啓発活動とともに、在日韓国・朝鮮人の生活などの実態を把握し、社会保障、就労などの社会生活、教育、法的地位などの問題への対応と市民への啓発活動を推進します。									1							
11	正確な知識の修得(その他マイノリティの人権)	職員研修の機会を拡充し、エイズやハンセン病をはじめとする感染症や特定疾患などの疾病(元)患者や家族など関係者、罪や非行を犯した人とその関係者、性的マイノリティ、に対する正しい理解と、偏見や差別の解消に努めます。																1
12	同和保育の実践と保育環境の整備	倉吉市同和保育指針に基づき、すべての子ども一人ひとりの全面発達を保障するため、地域や園の実態に応じた保育環境の整備と職員研修の充実を図り、子ども同士それぞれの人権を大切にしながら、差別を見抜く力・差別を許さない心を育てる保育に努めます。	1	1	1	1						1	1	1				

13	保育条件と子育て機能の整備・充実	国際化、高度情報化社会の進展や少子・高齢社会の到来など社会の様々な面で急速な変化が進行するなか、乳幼児の全面発達や人権を保障するため、保護者や関係機関と密接に連携をとりながら、一人ひとりの子どもの課題に合わせた保育の実施に努めます。また、育児相談活動や保護者学習会、仲間づくり活動など、地域の子育てセンターとしての支援体制の充実を図ります。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	障害児保育の充実	障害児保育についての研修を充実し、専門的知識と指導力を持った保育者の育成を図り、関係諸機関との連携を深めながら、一人ひとりの個性や能力に応じた保育を推進します。	1								
15	障害児保育のための加配保育士の設置	障害のある乳幼児の個性と能力の全面発達を保障し、保護者の子育て支援と教育相談活動を推進するため加配保育士の設置に努めます。	1								
16	学校人権同和教育の推進体制の充実と教職員の資質・指導力の向上	教職員の各種人権問題研修会への参加を促進し、部落差別をはじめとする差別の現実に学び、教職員としての社会的立場を自覚し、その解決を自らの責務として研究実践するため、具体的な課題解決に向けて校内同和教育推進委員会や学年会などの活動を、より活発化するとともに、授業研究、事例研究などの教職員研修の量的、質的な充実を図ります。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	人権同和教育の指導計画の改善と指導内容の充実	人権同和教育実践上の諸問題や推進上の課題についての研究実践を深めます。また人権同和教育の指導結果に基づいて全体計画や年間指導計画を見直すとともに、全教科・全領域において、同和問題をはじめ障害者問題など、あらゆる人権問題について生活と結びつけた教材開発や教育機器の活用などにより指導の充実を図ります。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	人権教育推進員と人権同和教育係指導主事の充実	社会教育と学校教育における同和教育を社学一体で推進させるため、人的体制の充実を図ります。	1	1	1	1	1	1	1	1	1

19	教育条件の整備と先導的な教育実践の推進	学校週5日制などに対応するゆとりと個性重視の教育、エイズ教育や環境教育など、人権教育にかかわる新たな教育課題に対応する教育を充実するため、先導的な実践研究のための教育条件の整備に努めます。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	学校教育施設など教育環境の整備	「個」を生かす指導など教育内容・方法の多様化に柔軟に対応できる教育施設・設備の充実に努めます。また、地域ぐるみで、各小学校区で校内はもとより登下校時、休日も含めた子どもの安心・安全の確保に取り組み、その推進体制を整備します。	1					1			
21	教育条件の整備	障害の内容や程度に応じた指導を充実するため、指導内容・方法の工夫改善、教材・教具の整備、施設の改善・充実に努めます。児童・生徒自ら差別の解消に取り組む意欲や態度を育成するため、生活のなかにある障害者差別の問題などを教材化するなど指導内容の充実を図ります。	1								
22	教職員の指導力の向上	障害児教育の担当教員の専門性を高め指導力の向上を図るとともに、教職員の障害児教育についての研修を充実します。	1								
23	教職員の研修の充実と地域教材の充実	在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人問題の指導内容の充実を図るため、教職員の研修機会を拡充し、地域教材の作成に努めます。				1					
24	子どもの人権の擁護と人権意識の高揚	幼稚園・保育所・学校・家庭・地域の連携を深め、幅広い子育てネットワークの構築を図るとともに、子どもの人権擁護の視点をもとに、命の大切さや人権意識の高揚をめざし、啓発・教育活動を推進します。						1			
25	食の教育の推進	児童生徒が生涯にわたって健康で充実した生活を送るために、子供の頃から望ましい食生活の基礎・基本を養い自己の健康管理ができる能力を培うことが重要です。学校教育活動全体をとらえて食に関する指導を充実し、生きる力をはぐくむ健康教育の推進に努めます。						1			

26	啓発活動の充実	差別事象は、重大な人権侵害であり、社会的問題として厳しく受け止め、市民団体との連携を図り人権擁護の体制づくりを強化し、問題解決へ向けた市民への啓発活動の充実に努めます。	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
27	倉吉市人権啓発推進委員会の設置	部落差別の実態と市民意識を把握しながら、部落差別をはじめあらゆる差別をなくするための行政課題を明確にし、行政総体として課題解決に向けた人権啓発の諸施策を決定し、具体的な実践活動を推進します。	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
28	職員人権研修と資質の向上	行政および生涯学習関連施設の職員は、生涯学習を推進するなかで同和問題をはじめとする人権問題の解決における市民一人ひとりの生き方を啓発していく責務を自覚し、指導者としての資質と指導力の向上のため、計画的に職員研修を実施します。	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
29	人権啓発スタッフと資料の充実	町内学習会などの要望に対応のできる指導者の派遣、各種学習教材の設置など人権啓発の生涯学習支援システムの構築と機能の充実に努めます。また、部落差別をはじめとした人権に関する各種資料の収集、研究、資料展示を行い、市民の人権同和問題の学習と交流活動を支援する人権文化センターの整備充実に努めます。	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30	人権啓発市民モニターの活用	部落差別をはじめとするあらゆる差別解消に向けての人権啓発・教育活動を効果的に実施にするため、啓発・教育の諸施策についての市民の評価や情報の収集に努めます。	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
31	同和地区生活実態調査の活用	同和地区および同和地区住民に対する部落差別をなくする行政の諸施策の成果と差別解消の実態把握を行い、残された課題解決に向けた施策の構築に努めます。	1									

第2節 就学前教育における人権・同和教育(保育)と啓発の推進

基本方針

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。すべての乳幼児の心身の全面的な成長発達を図り、差別に負けない、差別を許さない感性と、差別をなくする実践力を身に付けた人間の基礎づくりに努めます。

基本計画

番号	項目名	内容	区分									
			部	障	女	外	先	子	高	他		

1	乳幼児の保育	倉吉市同和保育指針に基づき、乳幼児の全面的な成長発達を図るとともに、差別に負けない・差別を許さない感性と基本的人権尊重の精神と実践力を身に付けた人間を育成する基礎教育の推進に努め、遊ぶ権利・遊べる権利・自然とのふれあい・仲間意識などの子どもが本来持っている権利を保障し、同和保育の充実を図ります。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	地域活動の推進	幼稚園・保育所は人権教育関係機関と連携しながら同和保育を実践するとともに、園内同和保育推進組織の活性化に努め、地域における人権・同和教育(保育)の推進に努めます。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	就学前教育における交流教育の充実	障害のある乳幼児と他の乳幼児、および地域社会の人々との交流の機会を積極的に進めるとともに、障害のある乳幼児や保護者相互の交流などを充実します。	1								
4	人権教育としての性教育の推進	男女の違いを認め合い、生命を尊重し、自分自身の性を肯定的に認識し、よりよい人間関係を築いていくため、性教育を充実します。		1							
5	保育所における国際理解教育の充実	保育者が国際理解教育への理解を深め、子どもたちの国際的な人権感覚を高め、全面発達を図る保育実践を推進します。また、それぞれの地域で、在住の外国人との交流活動や研修会などを実施し、異文化理解や在住外国人の人権問題について認識を深め、国際理解教育を推進します。			1						

第3節 学校教育における人権・同和教育と啓発の推進

基本方針

同和地区児童・生徒をはじめ、あらゆる児童・生徒が、将来社会の各分野に進出して有用な人材となるための、学校の教育力を一層高めるとともに家庭・地域の文化的教育力の向上を図り、すべての児童・生徒が主体的に部落差別をはじめとしたあらゆる差別の解消に取り組む実践力の育成に努めます。

障害のある児童・生徒の社会的自立の能力や態度の育成に努め、すべての児童・生徒が障害のある人を正しく理解し、自ら進んで「心のバリアフリー」が実践できる教育体制と共に学ぶことができる環境の整備に努めます。

男女の人権が尊重される社会の実現に向けて、互いに個性を持った一人の人間として尊重し合うとともに、一人ひとりが能力や個性を十分に発揮できるよう指導の充実を図ります。

国際社会におけるわが国の立場を自覚した確かな歴史的認識を身につけ、違いを認め合い、相互関係を深め、共に生きる社会を実現しようとする意欲を持つ児童・生徒の育成に努めます。

アイヌ民族の歴史とその文化、また日本社会に今なお根強く残る偏見や差別の学習を通して、先住民族としてのアイヌ民族に対する正しい理解を深める指導の充実を図ります。

児童憲章や児童の権利に関する条約等で子どもに保障されている各種の権利を守り、子どもが健やかに育つ環境づくりを学校、家庭、地域との連携を図りながら推進します。

基本計画

番号	項目名	内容	区分				
			部	障	女	外	先

1	社会人講師の活用と指導者の育成・確保	地域の人材である、社会人講師の登用に努めるとともに、研修会の開催や各種研究集会への派遣などを通じて、指導者の養成と確保を図ります。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	保護者啓発とPTA活動の充実	人権同和教育の公開授業や懇談会を積極的に実施するとともに、現地研修や交流会を実施するなど、保護者啓発の内容・方法の改善を進めます。また、PTA人権同和教育推進部(委員会)の活動を活性化し、会員の研修機会の拡充に努め、地域に開かれた人権同和教育を推進します。	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	学校・家庭・地域間の連携強化	同和地区児童・生徒をはじめ、支援等が必要な児童・生徒の学力向上・進路保障にかかわる課題の解決を図るため、学校・家庭・地域の連携を深めるとともに、指導法や教材開発のあり方についての研究実践を推進します。また教育条件に恵まれない家庭環境におかれている児童生徒の学力向上と学習習慣の定着に努めます。	1					1			
4	学校機関などとの連携	保・幼、小・中・高等学校と連携を密にし、同和地区児童・生徒をはじめ、あらゆる立場の児童・生徒の社会的立場の自覚を深めるとともに進路の保障に努め、社会参画への意欲の向上を図るとともに、地域PTAや子ども会活動にかかわる保護者に対し、地域活動への一層の参加を積極的に働きかけます。	1					1			
5	障害児教育の充実	障害のある児童・生徒の社会的自立を最大限に実現するため、倉吉養護学校のセンター機能の充実を推進し、関係機関との連携を進めながら、障害児教育の一層の充実に努めます。	1								
6	学校教育における交流教育の充実	障害のある児童・生徒との交流学習を積極的に進めるとともに、地域社会や企業の人々との交流機会を設け、相互理解と好ましい人間関係を築いていく交流教育の充実に努めます。	1								
7	性教育の充実	学校の全教育活動のなかで、性の理解と人権尊重を認識する教育の充実を図り、男女の精神的、肉体的な違いを正しく理解し、互いの命の大切さ、男女が互いに個性ある人間として尊重し合い、行動することが出来る児童・生徒の育成に努めます。			1			1			
8	推進体制の充実	国際交流員をはじめ地域ボランティアを充実し、国際理解、国際交流の推進体制を整備します。						1			

9	指導内容の充実	児童・生徒のアイヌ民族に対する正しい歴史認識のため、教職員の研修を深め、地域教材の発掘とその活用に努めるとともに、アイヌ民族をはじめ、世界の先住民族(他民族)に関する図書、教材などを充実します。					1		
10	子どもへの対応	子どもたちが示すいじめや自殺、荒れ、非行などの行動が、大人や地域社会に対する告発や要求であると受け止め、子どもたち一人ひとりに深く関わりながら、家庭・地域と緊密な連携をとり、子どもたちの人権に関する諸課題の解決に努めます。					1		
11	個性の尊重と自信を育てる教育	人はそれぞれ違うということを認め合い、個性を尊重し、また、自分に自身と誇りを持ち、自分を大切にすることが他人に対するやさしさを育てるということを学び合えるよう努めます。					1		
12	児童の権利に関する啓発活動の充実	子どもの権利条約の理念や精神をもとに、条約や原則および規定などが具体的に理解されるよう、幅広く啓発活動を推進します。					1		
13	性感染症等についての正しい理解	学校教育の中で、エイズ等の感染症に対する誤解や偏見をなくするため、正しい理解を深める性教育の充実に努めます。							1

第4節 社会教育における人権・同和教育と啓発の推進

生涯学習のなかで市民に直結した啓発・学習活動を推進していくため、生涯学習課や公民館などの社会教育施設をはじめ倉吉市同和教育研究会、地区同和教育研究会などの推進団体、PTAなどの社会教育関係団体のそれぞれが果たす役割や機能、啓発活動を体系化し、指導者のネットワーク化など支援システムの充実に図りながら、市民の生活実態に即した学習機会の充実や多様な啓発活動を推進します。

人権文化センターを核として、学校、公民館、図書館などの教育施設・機関などとの緊密な連携を図り、同和地区住民や地区団体の自発的な学習活動や地域活動を推進し、生活基盤の改善および家庭の教育・文化の向上を図るとともに、同和地区に受け継がれている伝承文化などの保存活動を奨励します。

幅広い優れた見識を持ち合わせた、社会に有用な人材を育成するため、県、学校、家庭、地域などとの密接な連携の上、子どもたちの進路保障に努めます。

障害のある人が地域社会で活動できる教育環境の整備を進め、学習機会の保障と社会参加を促進するとともに、障害者問題の解決に向けた市民啓発に努めます。

固定的な役割分担意識の解消や、女性の人権に関する理解を促進するため学習、啓発活動を推進するとともに、女性に対する暴力の根絶を図ります。

内なる国際化の実現と国際交流を積極的に推進するため、在住外国人の人権問題や、国際理解のための学習や啓発活動の充実に図り、また、在住外国人の学習機会や情報の提供に努めます。

北海道ウタリ協会などと連携を取り、生涯学習関連施設を中心に市民の学習機会や情報の提供に努めます。

子どもにも守られるべき人権があることを、家庭や地域に広く啓発しながら、命の尊さや仲間の大切さを学び、地域における人権意識の高揚に努めます。

基本計画

番号	項目名	内容	区分							
			部	障	女	外	先	子	高	他
1	啓発活動 推進期間 の設定	人権啓発推進期間を設定し、市民にその内容を周知するとともに、市民一人ひとりが気軽に参加できる体制づくりを行いながら、関係機関と連携し、啓発活動の推進に努めます。	1	1	1	1	1	1	1	1
2	市民対 する啓発活 動の推進	同和地区出身者をはじめとする被差別の立場にある人が、地域や職場のなかで自らの社会的立場に誇りを持ち、意欲を持って社会参画できる地域社会の実現のため、生涯学習課や公民館、人権文化センターなどの生涯学習関連施設が、関係機関と連携しながら、学習機会や情報の提供、学習プログラムの開発、指導者育成などの学習支援の機能を充実し、市民生活に直結した多様な学習や啓発活動の推進を図るとともに、倉吉市同和教育研究会をはじめ、PTAなどの社会教育関係団体の自主的な学習や啓発活動を推進するため、研修機会や学習情報、指導者養成などの支援を積極的に行います。また、地域における啓発活動を推進するため、地区同和教育研究会および同和教育推進員連絡協議会と公民館との連携を強化し、公民館においては住民の生涯各期(乳幼児期、少年期、青年期、成人期)を踏まえた学級・講座の開設や、町内学習会の充実に努めるとともに、同和地区の住民学習、啓発の充実、さらには、周辺地域の住民を含めた啓発活動を推進します。	1	1	1	1	1	1	1	1
3	人権各分 野における 指導者の 確保	生涯学習課、公民館、人権文化センターなどの生涯学習関連施設では、地域や各団体、各機関からの講師等派遣要請に対応するとともに、同和問題をはじめ幅広く人権問題に深い認識と実践力のある指導者の発掘と養成、人材の確保を図ります。	1	1	1	1	1	1	1	1
4	人権図書・ ビデオ等の 啓発資料・ 教材の充 実	同和問題をはじめとする市民の人権学習を支援するため、図書館や人権文化センターは、人権図書や視聴覚教材・機器の整備を進め、啓発資料・教材の作成に努めます。	1	1	1	1	1	1	1	1

5 同和地区住民の学習活動と進路の保障	各同和地区の集会所や人権文化センターを中心として、同和地区住民が自らの社会的立場の自覚を深め、あらゆる分野で活躍できる人材の育成を目指し、学習活動や地域活動を充実させるとともに、子ども会をはじめ女性や高齢者など各団体の部落の完全解放に向けた自主活動の促進を指導・援助します。また、学校、家庭、地域、企業などと密接な連携のもと同和地区の児童・生徒の進路保障を図るとともに、子どもたちの読書環境の整備を推進し、地域の伝承文化や歴史についての学習機会の提供に努めます。	1							
6 地域啓発活動推進システムの確立	公民館、人権文化センターを住民の学習と交流の拠点施設として機能を拡充し、学校、各種の同和教育推進組織・団体との協力、連携による地域単位の啓発活動の推進システムの確立に努めます。	1							
7 社会教育関係団体における指導者の育成	社会教育関係団体の自主活動の促進には、指導者の育成が必要不可欠です。そのため、各種研修会への派遣や参加を促進するとともに、各団体に人権同和教育のための推進員を設置を促し、団体活動における同和教育の必要性などについての研修会の開催および情報の提供に努めます。	1	1	1	1	1	1	1	1
8 生涯学習関連諸施設との連携活動	社会教育関係団体の同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けた自主的な活動を援助するため、生涯学習関連施設間の連携をさらに進めます。	1	1	1	1	1	1	1	1
9 障害者・高齢者に関する啓発活動の推進	障害のある人の置かれている課題、障害者問題の正しい理解、違いを認め共生することの大切さを学び合うことができるよう、市民への啓発と交流活動を推進します。また、障害のある人や高齢者が、安心して生活出来る地域社会づくりを推進し、地域ぐるみで障害のある人や高齢者をサポートできるよう、また、障害のある人が公用・公共施設を気兼ねなく活用できるよう市民意識の高揚に努めます。	1						1	
10 障害のある人への学習機会の保障	障害のある人の学習ニーズに応じた学習資料の充実と学習機会の提供に努め、併せて障害のある人が生涯学習関連施設を利用する際の利便性を考慮した施設整備を推進します。	1						1	

11	交流促進事業	地域住民と障害のある人が相互に理解を深め合うことができるよう、関係団体と連携しながら、障害のある人が地域の活動や行事などに積極的に参加できる条件整備を進めるとともに、スポーツ・文化活動など交流事業の推進に努めます。	1					
12	団体の育成、援助による指導者の養成と資質の向上	女性の自立や地位向上に向けての担い手としての女性団体、グループの育成援助を推進し、社会参加の促進に努めます。		1				
13	国際理解教育・啓発活動の推進	国際交流担当課や生涯学習関連施設は本市に在住している外国人との交流する場を提供し、異文化・異民族間の交流と相互理解に努めるとともに、在日韓国・朝鮮人をはじめ在住外国人に対する偏見と差別を解消するため、民族・文化・歴史などを正しく学習する機会の拡充に努め、関連図書・教材などの整備を推進します。		1				
14	学習機会の設定と啓発活動の推進	関係機関・団体の連携により、アイヌ民族の文化や歴史に関する研修会を開催するなど啓発の取り組みを推進し、関係資料や図書の充実を図ります。			1			
15	子どもの人権の尊重と保護	幼稚園・保育所・学校・家庭・地域の連携を深め、幅広い子育てネットワークの構築を図りながら、人と人の違いを認め合い、個性を尊重し、命の大切にすることを育てるとともに、子どもの権利条約の内容について理解を深め、子どもたちの人権意識の高揚をめざします。				1		
16	啓発活動の充実(その他マイノリティの人権)	市民への啓発活動の充実を図り、エイズやハンセン病をはじめとする感染症や特定疾患などの疾病(元)患者、罪や非行を犯した人とその被害者、性的マイノリティ等に対する正しい理解と、本人や家族などの関係者への偏見や差別の解消に努めます。						1

第3章 社会参画の推進

第1節 社会参画の推進

基本方針

行政の各分野において障害のある人の意見を反映させるため、障害の特性に配慮した情報提供に努めるとともに、障害のある人の生活全体を援助するため、情報を提供する専門的な人材の育成および自立できる生活環境などの整備を進め、障害のある人の自己実現と社会参画を推進します。

在日韓国・朝鮮人をはじめ在住外国人に対する差別撤廃と人権擁護に努め、それに必要な環境づくりと住民の意識形成を進め、在住外国人の社会参画を推進します。

高齢者が社会を構成する重要な一員として、地域の中で積極的な役割を果たしていくことができる社会を実現するため、社会活動への参加を促進し、高齢者の価値観や自主性を尊重しながら社会参加しやすい環境づくりに取り組み、高齢者の自己実現を支援していきます。

基本計画

番号	項目名	内容	区分							
			部	障	女	外	先	子	高	他
1	各種情報の提供と情報機器の充実	障害のある人の自立を支援するため、その実態を把握し、障害の特性に応じた情報提供や情報機器の助成に努めるとともに、個人のプライバシーを保護する条件整備を進めます。	1							
2	障害のある人への学習機会の提供	障害のある人のニーズを把握し、手話や要約筆記等のスタッフが配備された学習会・講座や諸行事などの情報提供を行うとともに、これまでの事業内容を見直し、障害のある人が参加しやすい環境の整備に努め、各種学習会・講座などが実施できるよう関係団体と連携を図ります。	1							
3	指導者およびボランティアグループの育成	障害のある人が積極的に社会参画でき、各種事業を通じてお互いが交流と理解をしあえるよう、各種障害に的確に対応できる指導者とボランティアグループの育成、支援に努めます。	1							
4	障害のある人を支援する環境づくり	障害の状況に応じた就労支援や社会参加の促進を図り、地域で生活する障害のある人を支援する環境づくりを促進します。	1							

5	道路・歩道の整備	障害のある人や高齢者にとって歩道幅員の確保は重要です。このため、歩道上の障害物の撤去や段差の解消を図り、すべての人が安全で安心して通行することができる道路や歩道の整備に努めます。	1					1
6	公用・公共施設	障害のある人や高齢者への配慮を進める上で、スロープ・エレベーター・誘導ブロック・自動ドア・誘導チャイムの設置など、障害のある人への対応を啓発し、関係機関と連携し施設改修の促進に努めます。また、公衆トイレにおける障害者用トイレの併設や、障害者用駐車場の確保を進めるとともに、各種公共施設のユニバーサルデザインの普及に努めます。	1					1
7	交通機関などの整備	障害のある人や高齢者が安心して生活するには、行きたい所に移動できる交通機関の整備が求められており、関係機関・企業と連携し、各種施設の改善整備に努めます。また、交差点における発音誘導装置の整備、歩道の誘導ブロックの設置、車椅子での通行に支障のない歩道の整備を促進します。 また地域の人々や道路利用者の主体的な参加により、道路交通環境の点検を行い、行政と住民・企業などが一体となった取り組みを通じて、交通の安全確保を目指します。	1					1
8	高齢者用の住宅改良等	高齢者や障害のある人が、自宅・地域で自立した生活ができるように住宅改良等の相談に努めます。	1					1
9	各審議会・委員会への登用	在日韓国・朝鮮人などの在住外国人の要望や意見が施策に反映できるよう、各種審議会・委員会への登用の促進に努めます。				1		
10	人的体制と相談体制の充実	人的体制の充実を図り、在住外国人の多様なニーズに対応する相談体制の充実を図り、在住外国人の方が住みやすいまちとなるよう努めます。				1		
11	生きがい対策の推進	高齢者が参加する各種教養講座やレクリエーション、健康づくり事業と連携して高齢者相互の交流を深め、生きがい対策の推進に努めます。						1

第4章 就労・雇用の促進

第1節 企業啓発の促進

基本方針

企業が同和問題解決のための社会的責任を果たすため、応募者の適性と能力を基本とする公正な選考・採用による就職の機会均等の確保と差別のない明るい職場づくりに努めるよう、啓発・指導を進めます。

男女がともに、家庭と仕事の両立が図れるよう、育児休業や介護休業制度など、職場における労働条件の整備や各種制度の利用を推進し、企業への啓発に努めます。

企業は社会を構成する一員であるという自覚と、その社会的責任について啓発を進め、障害のある人をはじめすべての労働者が安心して働ける職場、また、明るい職場環境の整備に努めます。

基本計画

番号	項目名	内容	区分							
			部	障	女	外	先	子	高	他
1	企業内人権同和教育の推進	すべての人の人権が尊重されるまちづくりのためには、企業や事業所での理解と人権同和学习についての取り組みが必要です。社会全体が差別を許さず、一人ひとりが自然にお互いの人権を尊重する社会を実現するため、事業主や担当者がその自覚と責任を持ち、同和問題をはじめとする人権学習や研修会を計画的に実施するよう指導に努め、差別のない快適な職場づくり、また、社会づくりをめざした企業内人権同和教育を推進します。	1	1	1	1			1	
2	倉吉市同和対策雇用促進協議会の充実	適正な採用選考システムの構築や事業所内での人権同和問題の解決のため、公正採用選考人権啓発推進員設置事業所の拡大及び企業内研修の促進に努めます。	1	1	1	1			1	
3	公正な採用・選考の確立	雇用者10人以上の企業・事業所に対して、人権同和学习の推進体制の確立を企業訪問などの中で指導要請するとともに、公正採用選考人権啓発推進員の研修機会の確保を図り、応募者の適性と能力を基本とする公正な選考・採用を確立し、就職の機会均等を保障するよう、指導援助に努めます。	1	1	1	1			1	
4	援護制度のPRと職場環境の整備	障害のある人が安心して働けるよう、事業主に対する援護制度のPRに努め、その制度活用を奨励し、障害のある人の立場に立った職場環境が整備されるよう、企業に働きかけます。	1							

5	女性の権利についての啓発促進	女性問題についての研修機会の提供、ガイドラインの作成および活用など、セクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動の推進に努めます。		1					
6	労働環境の整備	女性が職場で能力を十分に発揮し、意欲を持って働くことができるよう、多様な就業形態における就業条件の整備を促進し、育児休業、再雇用、介護休暇および保育所施設など条件整備の促進に努め、関係機関との連携のもとに女性の就業支援に関する情報を提供します。		1					

第2節 就職の促進と安定就労

基本方針

魅力ある就労の場の確保のため、企業の誘致、地場産業の振興や既存企業の育成支援を行うとともに、企業、学校、倉吉公共職業安定所との連携、また、障害のある人に対しては、医療、福祉機関、障害者職業センターなどの関係機関との連携や就職に向けての相談や訓練等の就労支援制度の周知を図りながら、同和地区出身者や障害のある人の雇用促進等、社会進出を積極的に推進します。

高齢者の希望に応じた、多様な雇用の場を確保するため、企業の誘致・育成とともに、職場において高齢者が安心して働き続けることができるよう、企業における環境整備を支援します。

基本計画

番号	項目名	内容	区分							
			部	障	女	外	先	子	高	他
1	就労・雇用の促進	同和地区出身者や障害のある人などの常用雇用の促進と安定就労を図るため、倉吉公共職業安定所や倉吉商工会議所など関係機関との連携を強化し、倉吉市同和対策雇用促進協議会の活動など諸事業の充実に努めます。	1	1	1	1			1	
2	就職違反面接の根絶	採用選考面接での不適切な質問が、同和問題に対する認識不足と企業内同和教育推進の不十分さにより繰り返されている現状を踏まえ、その改善に向けて、事業主・担当者への啓発を行います。	1	1	1					
3	企業の誘致	企業の誘致、地場産業の振興や既存企業の育成により、就労機会の拡大に努めます。	1	1	1	1			1	1
4	就職情報の収集と提供	企業への雇用・就職支援制度周知の促進や倉吉公共職業安定所情報の共有化に努めます。	1	1	1	1			1	1

5	技能・資格取得、能力開発の促進	同和地区における不安定就労の実態や障害のある人等の職種創出の必要性を踏まえ、就労の安定、雇用拡大につながる職業訓練、技能修得、資格取得など、国・県の雇用促進・能力開発施策の推進に努めます。	1	1	1	1				1	1
6	情報交換の場の形成	学校、倉吉公共職業安定所、企業、倉吉商工会議所、部落解放同盟倉吉市協議会・中部地区協議会などによる情報交換の場をつくり、進路指導の徹底と就職後の定着指導、相談活動の充実に努めます。	1								
7	学校教育との連携	学校教育における進路指導と連携を深め、同和地区児童・生徒の進路意識の向上に努めます。	1								
8	長寿社会に向けた雇用の促進と就労機会の確保	65歳までの継続雇用および中・高齢者の雇用促進への啓発に努めます。								1	

第5章 産業の振興
第1節 中小企業の育成

基本方針

中小企業の安定した経済基盤の確立を目指して、企業育成と経営指導の充実に努めます。

基本計画

番号	項目名	内容	区分							
			部	障	女	外	先	子	高	他
1	中小企業の育成	中小企業者の資金確保の促進のため、各種金融対策の活用などにより経営の近代化に努めるとともに、部落解放倉吉市企業連合会の活動を支援します。	1							
2	情報化社会への対応	情報化社会に対応できる企業育成を目指して、プログラマー、システムエンジニアなど各種公的資格取得制度のPRに努め、企業主への啓発と職員の受講を促進するとともに、情報化社会への対応と経営の合理化と安定に努めます。	1							

第2節 農業の育成

基本方針

農業の国際化に対応した、低コスト・高品質・高生産性を誇る農業確立のため、担い手の育成などによる生産体制の強化、農業生産振興、生産基盤の整備や農村生活環境の整備などを総合的に実施し、年間2,000時間で勤労者並みの所得を確保することを目的に、実情に即した農業振興施策を行い、農業経営の安定を図るほか、環境と調和した農業の活性化に努めます。地元の特産、農産物や加工品の高付加価値化やブランド化を進めるとともに、そのPRに取り組みます。

基本計画

番号	項目名	内容	区分							
			部	障	女	外	先	子	高	他
1	農地の集積	経営規模の拡大を図るため、担い手への農地の集積を図ります。	1							
2	農業後継者の育成	就農を希望する若者に対して、鳥取県立倉吉農業高等学校、鳥取県立農業大学校等への入学を促進するとともに、農業に関心のある人に対しては、研修等機会の提供に努めます。	1							
3	農業の組織化	自立できる農業を進めていくため、現状の「農業経営基盤強化促進基本構想」を組織経営の強化を中核に据えたものへと見直しを行いながら、関係機関と連携し農業の組織化と農業経営体の育成を図ります。	1							

4	地域ブランド(農産物)の育成	地元の特産、農産物の認知度の向上を図るため、高付加価値化やブランド化を進めるとともに、そのPRや地元産物を活用した商品開発に努めます。	1						
5	計画的な農業基盤の維持管理	老朽化が進んでいる農業用施設等の現状把握に取り組むとともに、農業従事者と協働しながら計画的な農業基盤の維持管理に努めます。	1						

第3節 林業の育成

基本方針

優良な森林を育成していくため、継続的な間伐や枝打ちを実施し、保全に努め、森林の適正管理を行うための林業従事者の確保を促進します。

基本計画

番号	項目名	内容	区分						
			部	障	女	外	先	子	高
1	人工林の適正な維持管理	森林の整備や保全を推進し、間伐や枝打ち等の実施による適正管理と、林業従事者の育成と確保に努めます。	1						

第6章 社会福祉の増進

第1節 地域福祉の充実

基本方針

同和地区における就労、福祉、健康、生きがいなどのあらゆる生活課題に対し総合的な施策を推進し、人間関係が健やかに充実され住みやすく、このまちに生まれてよかったと実感できる地域社会の実現を目指します。

障害のある人の高齢化や障害の重度化、多様化による新たな課題に対応して行くため、障害者福祉の基本的施策の方向を明らかにする「倉吉市障害者福祉計画」に基づき、障害者福祉の総合的推進に努め、在宅福祉を中心とした障害のある人の各ライフステージにあった施策を進め、障害のある人の自立と社会参画を促進するとともに、ノーマライゼーションの理念が具体化された、生きがいのある福祉のまちづくりを推進します。

ひとり親家庭の生活安定と児童の健全育成を図るため、各種の支援対策の充実や相談事業、就業支援による経済的自立と生活意欲の向上に努めます。

在住外国人の実態把握に努め、すべての人が住みやすいまちづくりを目標に外国人との交流を深め、お互いが理解し合える地域づくりに努めます。

高齢社会の進展に対応するため、関係機関、団体との連携を図り、「倉吉市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」に定められたサービス目標を着実に実施し、また、高齢者が健康で生きがいをもち、心豊かに過ごせるよう各種事業の推進に努めます。

基本計画

番号	項目名	内容	区分							
			部	障	女	外	先	子	高	他
1	低所得者対策の充実	的確な自立への支援ができるよう自立支援計画を作成し、生活困窮者本人の状況に応じた就労支援を図ります。また、疾病等により生活保護受給者となる方が多いことから、病状の回復に合わせて就労できる場の紹介をハローワーク等関係機関と連携して行います。生活保護制度のパンフレットの作成と配布により、生活保護制度に対する理解を深め、要援護者の最低生活の保障に努めます。	1	1	1	1			1	
2	生活困窮者に対する生活福祉資金貸付制度の周知	低所得世帯などの生活実態の把握に努め、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、生活福祉資金貸付制度のPRに努めます。	1	1	1	1				1
3	相談活動の充実	自立促進についての対策は、これまで以上に各種相談や指導事業の充実が重要となっています。地域における生活改善を進め、経済的基盤が確立するよう啓発に努めるとともに、具体的な課題解決に向けた行政施策の効果的な推進が求められています。そのため、地区住民の自立意欲と社会参加能力の開発・伸長を促進し、人権文化センターの基本的機能である相談活動の一層の充実に努めます。	1							

4	障害のある人の実態把握	障害のある人とその家族の生活実態を把握し、相談活動の充実、家族会との連携、日常生活の支援に努めます。	1					
5	在宅生活への支援	在宅生活を支える上で必要な支援サービスとその前提となる相談・ケアマネジメントの強化が求められていることから、継続的なケアマネジメントと適切なサービス等の提供に取り組むとともに、必要な支援サービスの質と量の確保に努めます。	1					
6	相談支援体制の充実	障害のある人の立場に立った相談体制を充実させるため、障害のある人に対して同じく障害のある人が行う相談体制づくりに努めるなど、関係機関との連携を強化しながら、必要な人的体制の整備を推進します。また、精神障害のある人の相談支援体制を強化するため、担当に専門職員を配置し、関係機関等と連携して支援に取り組めます。	1					
7	在宅生活への給付と助成	障害のある人が在宅で生活する上で日常的に必要な生活用具の給付や医療の助成を行うことにより、生活の安定や健康の保持に努めます。	1					
8	生活安定への支援	年金・手当等の給付、医療費等各種助成、各種減免制度、割引制度等の充実と周知を図り、経済的自立を支援するとともに、年金、手当制度等の充実に向けて働きかけを行っていきます。	1	1				
9	ひとり親家庭の生活の安定と向上	就業に向けて教育訓練経費を助成するほか、児童の就学資金、療養、就職に対する貸付金など各種支援制度を活用し、ひとり親家庭の生活の安定と向上を図ります。	1					
10	子育て支援事業の推進	仕事と育児の両立を推進するため、家庭生活支援員派遣事業など保育サービスの情報提供とあわせて、ファミリーサポートセンター設立に向けての研究に努めます。	1					

11	専門職員の養成と施策の推進	語学研修や体験研修などを実施し、専門知識を有する職員を養成して担当窓口の業務を充実、在住外国人に対する指導援助の推進に努めます。				1				
12	地域社会・保護者との連携と啓発	乳幼児の生活全般にわたり発達段階に即したきめ細かな保育を行うため、幼稚園・保育所は保護者会や学校、地域、関係機関と連携し、育児相談活動や保護者学習会、仲間づくり活動など、地域の子育てセンターとしての支援体制の充実に努めます。						1		
13	在宅サービスの充実	在宅サービスを充実し、在宅の要介護者などを支援するとともに、介護のためのマンパワーの確保に努め、地域の福祉向上を図ります。							1	

第2節 公的医療保険・年金制度、介護保険制度の啓発

基本方針

いつでも誰もが安心して医療が受けられ、市民一人ひとりが健康を保持し、安心して生活できる高齢社会の実現のため、各種社会保障制度への加入促進に努めます。

基本計画

番号	項目名	内容	区分							
			部	障	女	外	先	子	高	他
1	公的医療保険制度への加入促進	いつでも誰もが安心して医療が受けられるしくみを支えていくとともに、市民一人ひとりが健康で生き生きと暮らしていけるよう、国民健康保険をはじめとする公的医療保険制度の啓発に努めます。	1	1	1	1	1	1	1	1
2	公的年金制度への加入促進	将来にわたり安定した生活ができるよう、関係機関と連携し、国民年金をはじめとする公的年金制度の啓発に努め、無年金者の解消を図ります。	1	1	1	1	1	1	1	1
3	介護保険制度の啓発	介護が必要となっても自立して生活するため、必要に応じたサービスが利用できるよう介護サービスの質と量の確保に努めるとともに、介護保険制度への理解促進に努めます。また、安定した事業運営を確保するため、介護保険外の介護予防対策、生きがい対策を充実し、要介護状態への移行を防ぎ、健康生活への意識啓発を図ります。	1	1	1	1	1	1	1	1

第7章 保健衛生の推進

第1節 保健衛生の推進

基本方針

市民一人ひとりが、疾病の早期発見、早期治療に努め、自らの健康管理を行うよう、健康づくりへの関心を高める啓発活動を推進し、一人ひとりがいきいきと生きがいを持って暮らせるまちづくりに努めます。

基本計画

番号	項目名	内容	区分							
			部	障	女	外	先	子	高	他
1	健康管理の促進	疾病の早期発見、早期治療を促すとともに、自らが各種健診を積極的に受診できるよう、地域の健康づくり推進員等を通じた啓発活動に取り組みます。	1	1	1	1	1	1	1	1
2	健康づくりのきっかけづくり	自らの健康を管理するという観点から、健康教室や健康相談に積極的に参加できるよう、地域の健康づくり推進員と連携を図りながら健康教室等のPRを推進します。特に、若年層を中心に健康づくりへの関心を高めるための啓発活動などの取り組みを強化します。	1	1	1	1	1	1	1	1
3	地域精神保健福祉の充実	障害のある方の人権に配慮しながら、医療機関、地域生活支援センター、保健所等と連携を図り、精神保健福祉の充実に努めます。	1							
4	母性の保護、女性の健康増進	母子保健指導および異常の早期発見に努め、健康づくりの普及と健康診査の充実に努めます。		1						

第8章 生活環境の改善

第1節 住環境の整備

基本方針

安全で安心して暮ることができる住環境の形成を目指し、幅員の狭い道路の改良など円滑で安全な交通の確保に努め、安全で良質な水を安定供給するとともに、公共用水域の水質保全を図るなど快適な生活環境の整備を推進します。

基本計画

番号	項目名	内容	区分							
			部	障	女	外	先	子	高	他
1	公園・広場等の整備	地域における交流の場と位置づけられる交流スペースの確保、コミュニティー広場、公園の整備を進めます。また、地域にある施設の改善を促進し、地域住民や子どもたちとのふれあう機会場の場をつくり、ともに生きる社会の実現に努めます。	1	1	1	1	1	1	1	1
2	上水道の健全経営	上水道の経営の安定化を図るため、漏水防止対策としての老朽管の布設替えなど送配水管等施設設備の適正な維持管理に努めるとともに、経営の合理化を進めます。また、災害時に対応可能な施設の整備など災害対策にも努めます。	1	1	1	1	1	1	1	1
3	簡易水道の安定経営	簡易水道の安定経営を図るため、漏水防止対策としての老朽管の布設替えなど送配水管等施設設備の適正な維持管理に努めるとともに、経営の合理化を進めます。	1	1	1	1	1	1	1	1
4	水源の保全	水の安定供給を図るためには、水源の衛生的な環境を確保する必要があることから、森林の適正な管理とともに、水源地や配水施設の衛生管理に努めます。	1	1	1	1	1	1	1	1
5	下水道の整備・接続	家庭や事業所からの排水を適正に処理することが、公共用水域の水質の保全につながっていくことから、地域住民との調整を図りながら、計画的・効率的な公共下水道や農業・林業集落排水の整備(維持管理や老朽化への対応を含む。)を推進します。	1	1	1	1	1	1	1	1

6	生活排水対策の推進	生活排水が適正に処理されるよう公共下水道、集落排水施設への接続に対して啓発による働きかけを行うとともに、合併処理浄化槽にあっては、設置費補助による設置を推進していきます。さらに、生活排水が環境に与える負荷の低減の視点から、さまざまな機会を通じて生活排水の浄化についての意識啓発を図ります。	1	1	1	1	1	1	1	1
7	道路の整備	地区内の住環境の整備を図るため、生活道路などの改善に努めるとともに、地域の景観に配慮しながら、交通安全にも配慮したまちづくりに努めます。	1							
8	急傾斜地などの整備	安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた危険箇所の整備を行います。	1							

第2節 住宅の整備

基本方針

障害のある人や高齢者が地域でいきいきと自立した生活ができるよう、住宅対策の推進に努めます。

基本計画

番号	項目名	内容	区分						
			部	障	女	外	先	子	高
1	公営住宅	公営住宅の整備においては、低層階(1階・2階)を中心に供給し、手すり・スロープを設置し、段差の解消を図るなど人にやさしい住宅づくりに努めます。	1					1	
2	民間住宅	建築確認の際の設計審査などを活用し、人にやさしい住宅建設の相談に努めます。	1					1	
3	居住環境の改善・整備	介護を要する高齢者をはじめ、様々な障害のある人の生活の安定や居住環境の整備充実を図るため、介護保険や支援費制度における住宅改修・福祉用具・日常生活用具等の適正な給付や住宅改良資金助成制度などの各種制度の周知に努めるとともに、障害のある人の住宅入居の促進を図るなど自立と社会参画を支援します。	1					1	

用語説明

昇順	用語	説明
D	DV	配偶者(パートナー)や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力をいう。
H	HIV	正式には、ヒト免疫不全ウイルス。このウイルスに感染して起こる病気がエイズ。
I	IT	Information Technology(情報技術)の略。コンピューターを利用して情報の処理を効率化する技術。
*	*	*
あ	アスペルガー症候群	オーストリアの小児科医ハンス・アスペルガーによって初めて報告された。対人関係の障害や他者の心の推し量り能力、すなわち心の理論の障害が特徴とされる。特定の分野への強いこだわりや、運動機能の障害も見られる。しかし、言語障害、知的障害はない。
か	グループホーム	地域の住宅(アパート、一戸建て)等において、知的障害や精神障害のある人が一定の経済的負担を負って、数人で共同生活するもので、専任の世話人により、食事の提供、相談その他の日常的支援が行われる。
	ケアマネジメント	障害のある人の地域における生活支援をするために、その人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。
	公正採用選考人権啓発推進員	鳥取県は「公正採用選考人権啓発推進員」の設置要綱を定め、一定規模以上の事業所等において推進員の設置を図っている。推進員の役割として、当該事業所における公正な採用選考システムの確立と同和問題等の解決のために必要な知識、理解及び認識を深めること等があげられている。
	国籍条項	権力の行使または国家意思の形成への参画に携わる公務員の任用の際に、日本国籍を要求する条項のこと。
さ	支援費制度	障害者福祉サービスにおいて、利用者がサービス事業者と直接契約し、サービスを利用する制度。利用者は市町村に支援費支給の申請をし、審査を経て支給決定を受けた後、指定サービス事業者と直接契約してサービスを利用。市町村は利用者負担分を控除した費用を支援費として事業者を支払う。
	障害者週間	12月3日から12月9日までの1週間。
	性同一性障害	生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であると持続的に確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする状態。
	生活習慣病	糖尿病や心臓病、脳卒中、がんなど食生活や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気の総称。
	成年後見制度	判断能力の不十分な認知症、知的障害や精神障害のある人などの、財産管理や身上監護(介護、施設への入退所などの生活について配慮すること)についての契約や遺産分割などの法律行為について保護し支援する制度。
	セクシュアル・ハラスメント	相手の意思に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。
た	地域福祉権利擁護事業	日常生活に不安のある認知症、知的障害や精神障害のある人などに対し、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護する事業。
	デイサービス	在宅の障害のある人や高齢者を施設に通わせ、入浴・食事の提供、機能訓練、介護方法の指導などの各種の便宜を提供するサービス。児童デイサービスでは、障害の特性を踏まえて能力に応じた療育・訓練や日常生活指導等を行う。
	特定疾患	原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。特定疾患治療研究事業として、現在、45疾患が指定を受けている。
な	農業経営基盤強化促進基本構想	農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、地域において育成すべき担い手の農業経営の指標や農用地の利用の集積目標及び経営改善を図ろうとする者に対する支援措置のあり方等について定めた総合的な計画のこと

用語説明

用語説明

な	ノーマライゼーション	高齢者や障害者などハンディキャップを持っていても、社会の中で他の人々と同じように生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという考え方。
は	バリアフリー	社会生活をしていく上で、また社会参加をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。
	ファミリーサポートセンター	地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。
	ほ場整備	生産性の向上とともに農村環境の整備、地域活性化などを目的とする農地基盤の整備。区画の規模・形状の変更、用排水、道路等の整備のほか農地の利用集積や非農用地の創出による土地利用の秩序化などを行う。
	母子生活支援施設	児童福祉法第38条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設。
	ホームヘルプサービス	日常生活に支障がある障害のある人や高齢者のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助や生活等に関する相談・助言をするサービス。
ま	マイノリティ	少数者のこと。
や	ユニバーサルデザイン	障害の有無・年齢・性別・人種等にかかわらず、できる限りすべての人に使いやすいように意図して製品や情報、環境をデザインするという考え方。
ら	ライフステージ	人間の一生を幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けたそれぞれの段階。
ら	ローリング方式	計画の実施過程で、計画と実績の間に食い違いが生じていないかをチェックし、違いがある場合は実績に合わせて計画を再編成して目標の達成を図る方式のこと。

用語説明

資料編

1. 「第3次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」策定の経過

平成17(2005)年	5月18日 ~ 11月1日	第2次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画(改訂版)に基づく事業実績の確認
	10月5日 ~ 11月14日	人権政策課において素案(案)作成
	11月14日 ~ 12月20日	施策担当課に素案(案)照会
	12月26日	第1回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会幹事会 ・素案(案)検討協議
	12月28日	素案のホームページ公開・意見募集開始
平成18(2006)年	1月25日	第1回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会(諮問) ・第3次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画 第1回専門部会(啓発・教育推進部会、産業振興・雇用促進推進部会 社会福祉推進部会 生活環境改善推進部会合同部会) ・素案の審議
	2月13日	第2回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会幹事会 ・原案(案)検討協議
	2月28日	第2回専門部会(啓発・教育推進部会、産業振興・雇用促進推進部会 社会福祉推進部会 生活環境改善推進部会合同部会) ・原案の審議 第2回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会 ・答申案の審議
	3月16日	倉吉市あらゆる差別をなくする審議会会長より市長へ答申 ・第3次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画
	3月27日	第41回企画審議会定例会(計画承認)

2. 諮問・答申

< 諮問 >

発人政第 407 号
平成 18 年 1 月 25 日

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会会長 様

倉吉市長 長谷川 稔

第 3 次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画について（諮問）

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例第 2 条の規定に基づき、第 3 次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画について、貴審議会の意見を求めます。

< 答申 >

平成 18 年 3 月 16 日

倉吉市長 長谷川 稔 様

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会
会長 宇山 眞

第 3 次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画について（答申）

平成 18 年 1 月 25 日付発人政第 407 号により、当審議会に対して諮問のあった第 3 次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画について、「第 3 次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画素案及び原案」に基づき、慎重に審議を重ねた結果、別添計画書のとおりまとめたので、ここに答申します。

市長は、この答申及び審議会における意見を十分尊重して「第 3 次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定されるとともに、計画策定後は、全市民の総力を結集し、国・県・関係機関・団体等との連携を一層密にしながら、計画の基本目標である「一人ひとりの人権意識が確立され、すべての人の人権が尊重されているまち」実現のため、計画を着実に推進されるよう強く要望します。

また、当審議会の付帯意見として次のとおり提起しますので、今後市当局において十分検討されることを望みます。

記

1. 被差別の立場にある当事者の声を総合計画に反映する手立てを検討されたい。
2. 旧関金町の人権教育・啓発について、担当者同士連絡を密にして、地区の実態に合った推進方法を検討されたい。

3. 条例・規則

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

平成6年6月17日

条例第20号

市は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等であること」を保障している日本国憲法と世界人権宣言の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした理念を軸にして、平成元年1月に人権尊重都市宣言をしました。

しかし、部落差別をはじめ、障害者、女性、アイヌ民族、在日外国人などに対する予断と偏見が根強く現存し、幅広い人権啓発活動が求められています。市民一人ひとは、あらゆる差別をなくするために、すべての市民の人権意識の高揚を図り、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の改善に努め、生活向上と幸福を実現するためにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳がおかされていることにかんがみ、法の下での平等を定めた日本国憲法の本質にのっとり、全ての市民に基本的人権を保障し、根本的かつ速やかに差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市の確立を図るとともに、差別のない住みよい倉吉市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民一人ひとは、相互に基本的人権を尊重しあい、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めなければならない。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第4条 市は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を、総合的かつ計画的に策定しその推進に努めなければならない。

（人権啓発活動の充実）

第5条 市は、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、啓発推進団体の支援、指導者の育成など、関係団体との緊密な連携をはかり、啓発事業の充実に務め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の改善を促進しなければならない。

（実態調査等の充実）

第6条 市は、第4条及び前条の施策の策定及び推進のために、必要に応じ実態調査を行うものとする。

2 市長は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項の調査にあたり、必要に応じて倉吉市あらゆる差別をなくする審議会の意見を聞くことができる。

（推進体制の充実）

第7条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくする施策を効果的に推進するため、国・県及び関係団体との連携を強め、推進体制の充実に努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

（倉吉市同和対策審議会条例の一部改正）

2 倉吉市同和対策審議会条例（昭和57年倉吉市条例第19号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

第1条中「倉吉市同和対策審議会」を「倉吉市あらゆる差別をなくする審議会」に改める。

第2条中「同和対策に関する事項」を「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項」に改める。

第3条第1項中「20人」を「25人」に改め、同条第2項第2号中「3人以内」を「若干人」に改め、同項第3号中「10人以内」を「若干人」に改める。

第4条第2項中「任命された時における当該身分を失った場合は」を「任命されたときの要件を失ったときは」に改める。

第5条第3項中「又は会長が欠けたとき」を削る。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際、この条例による改正前の倉吉市同和対策審議会条例（昭和57年倉吉市条例第19号）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

附 則（平成10年3月30日条例第5号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

昭和57年6月1日

条例第19号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、倉吉市あらゆる差別をなくする審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項について、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 民間団体の代表者

3 審議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第 7 条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の業務を処理する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、生活環境部人権局人権政策課において処理する。

(規則への委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年 6 月 17 日 条例 第 20 号 抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、この条例による改正前の倉吉市同和対策審議会条例 (昭和 57 年 倉吉市 条例 第 19 号) 第 3 条 第 2 項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、第 4 条 第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

附 則 (平成 8 年 3 月 27 日 条例 第 16 号)

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 30 日 条例 第 5 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 27 日 条例 第 1 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 9 月 29 日 条例 第 30 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前のそれぞれの条例 (以下「改正前の条例」という。) の規定に基づく委員である者 (次項に定める者を除く。) は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間とする。

3 この条例の施行の日の前日において、改正前の条例の規定に基づく委員である者のうち市議会議員及び市の職員のうちから委嘱されたものの任期は、当該委員の任期を定めた改正前の条例の規定にかかわらずその日に満了する。

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会運営規則

平成10年 3月30日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、倉吉市あらゆる差別をなくする審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会の設置)

第2条 審議会に、専門事項を分掌するため、次の専門部会(以下「部会」という。)を置く。ただし、社会情勢の変化等によって新たな対応を必要とする場合には、特別部会を設けることができる。

- (1) 啓発・教育推進部会
- (2) 産業振興・雇用促進推進部会
- (3) 社会福祉推進部会
- (4) 生活環境改善推進部会

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

2 部会長は、部会を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、部会に属する委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の分掌事項)

第5条 部会の分掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 啓発・教育推進部会
 - ア 啓発の内容及び手法に関する事項
 - イ 就学前教育及び学校教育の充実に関する事項
 - ウ 社会教育の推進に関する事項
 - エ その他、啓発、教育に関する事項

- (2) 産業振興・雇用促進推進部会
 - ア 農林水産業の振興に関する事項
 - イ 就職の促進に関する事項
 - ウ 企業啓発の促進に関する事項
 - エ その他、産業振興、雇用促進に関する事項
- (3) 社会福祉推進部会
 - ア 社会福祉推進の充実にに関する事項
 - イ 保健衛生の充実にに関する事項
 - ウ その他、社会福祉に関する事項
- (4) 生活環境改善推進部会
 - ア 生活及び住環境の改善に関する事項
 - イ 公共施設等の整備及び改善に関する事項
 - ウ 環境の保全に関する事項
 - エ その他、生活環境改善に関する事項

(専門的助言等)

第6条 審議会は、その任務を行うため必要があると認められるときは、適当な方法により専門知識を有する者から意見を聴くことができる。

(資料の提出等の依頼)

第7条 審議会は、その任務を行うため必要があると認められるときは、関係機関又は団体に対して資料の提出、説明及び調査を依頼することができる。

(その他)

第8条 この規則に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

4. 倉吉市あらゆる差別をなくする審議会委員名簿

(平成18(2006)年3月27日現在)

区分	団体名等	氏名	所属部会	備考	
1	学識経験者	鳥取県議会議員	杉根 修	啓発・教育推進部会	
2	学識経験者	鳥取県人権教育アドバイザー	相見 楓子	啓発・教育推進部会	副会長
3	学識経験者	鳥取ピースクロス	池原 正雄	啓発・教育推進部会	部会長
4	学識経験者	地蔵院住職	九鬼 清高	産業振興・雇用促進推進部会 社会福祉推進部会 生活環境改善推進部会合同部会	
5	民間団体の代表	倉吉市自治公民館連合会	池田 壽雄	啓発・教育推進部会	
6	民間団体の代表	倉吉市社会福祉協議会	日野 一徳	啓発・教育推進部会	
7	民間団体の代表	倉吉市小・中学校校長会	井尾 雅一	啓発・教育推進部会	
8	民間団体の代表	倉吉市男女共同参画推進会議	杵島 和江	啓発・教育推進部会	
9	民間団体の代表	倉吉人権擁護委員協議会	中井 明子	啓発・教育推進部会	副部会長
10	民間団体の代表	倉吉市保育園長会	村島 満	啓発・教育推進部会	
11	民間団体の代表	在日本朝鮮人総联合会倉吉支部	李 武雄	啓発・教育推進部会	
12	民間団体の代表	倉吉市民生児童委員連合協議会	石田 千恵子	産業振興・雇用促進推進部会 社会福祉推進部会 生活環境改善推進部会合同部会	副部会長
13	民間団体の代表	倉吉市同和問題企業連絡会	岡崎 貞雄	産業振興・雇用促進推進部会 社会福祉推進部会 生活環境改善推進部会合同部会	
14	民間団体の代表	倉吉市同和教育研究会	宇山 眞	産業振興・雇用促進推進部会 社会福祉推進部会 生活環境改善推進部会合同部会	会長
15	民間団体の代表	在日本大韓国民団倉吉分団	金 鐘觀	産業振興・雇用促進推進部会 社会福祉推進部会 生活環境改善推進部会合同部会	
16	民間団体の代表	部落解放同盟倉吉市協議会	中野 俊夫	産業振興・雇用促進推進部会 社会福祉推進部会 生活環境改善推進部会合同部会	部会長

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会幹事 (平成18(2006)年3月27日現在)

総務部長 深田佳洋(副幹事長)、企画部長 山口衛一、生活環境部長 伊藤俊之(幹事長)、福祉保健部長 小谷喜寛、産業部長 伊田收一、建設部長 増井壽雄、水道局長 福永孝行、教育次長 河本篤史